

昭和 44 年 3 月

秋田県文化財調査報告書第19集

# 胡桃館埋没建物遺跡第2次発掘調査概報

— 秋 田 県 鷹 巣 町 所 在 —

秋 田 県 教 育 委 員 会



## 序

北秋田郡鷹巣町立鷹巣中学校の敷地内に昭和36年の暮、運動場を造成したとき、土師器や須恵器が発見され、遺跡であることが確認されました。

その後、昭和38年4月同運動場北側に町営野球場を作るため、土地造成作業をおこなったところ、貫穴のある柵木、円柱などが発見され、その規模が大きいと研究者から注目されておりました。

昭和40年10月、当該遺跡の北側水路の近くの土木工事現場から扉のある建物遺構が発見されるに至って、この遺跡の重要度が決定的となりました。県教育委員会では直ちに文化庁（当時文化財保護委員会）に報告するとともに現地調査をおこない、翌昭和42年国庫補助を得て、第1次発掘調査を実施しました。

その結果、柵列、3棟の建築遺構、その他須恵器、墨書のある木器などが発見されましたが、調査の日時と遺構の規模が大きいこと等のため、完掘できないままに第一次調査は終了しました。そこで昭和43年8月国庫補助を得て第二次調査をいたしました。

その結果を概報としてまとめ、このたび刊行することになりました。ついては研究者はもちろんのこと、広く遺跡の保存に関心をもっておられる各位のご活用をお願いする次第であります。

最後に調査を直接担当された調査員、ご協力された鷹巣町関係者ならびに岩手大学、秋田大学、鷹巣農林高等学校郷土史研究部生徒諸君の労苦に対し、深甚の謝意を表するものであります。

昭和43年3月

秋田県教育委員会

教育長 伊藤 忠 二

# 目 次

一 今次調査にいたるまでの経過の概要 .....	1
二 今次調査の経過概要 .....	4
三 建築遺構 .....	7
1 遺構の概要 .....	7
○A地区の遺構 .....	8
A 1 .....	8
A 2 .....	9
A 3 .....	9
○B地区の遺構 .....	11
B 1 建 物 .....	11
B 2 建 物 .....	11
○C地区の建物 .....	12
2 構築物に関する考察 .....	14
3 建築技法 .....	14
○細部技法 .....	14
○造営寸法 .....	15
4 建築物の復原 .....	17
○C 棟 .....	17
壁板積み上げ高さ .....	17
扉 構 え .....	17
小屋架構および軒 .....	18
屋 根 .....	18
床 .....	18
○B 2 棟 .....	18
小屋架構および軒 .....	19
床 .....	19
○B 1 棟 .....	19
柱および壁板 .....	19

架    構 .....	19
屋    根 .....	20
○B1棟・B2棟間の柵 .....	20
5 遺構の建築史的意義 .....	20
○住居としての校倉造 .....	20
○神宮の建築との比較 .....	21
○土居について .....	21
四 出土遺物 .....	22
1 土    器 .....	22
2 木    製    品 .....	23
3 そ    の    他 .....	23
4 植    物    体 .....	24

#### 挿    図    目    次

第 1 図 遺跡見取図 .....	2
第 2 図 A地区発掘実例図 .....	8
第 3 図 A1遺構実測図 .....	10
第 4 図 C棟冠木詳細図 .....	17

#### 図    目    次

第 5 図 A2地区平面・断面、側面土層図 .....	27
第 6 図 B地区平面略図 .....	28
第 7 図 B地区土層図 .....	29
第 8 図 B1、B2遺構側面図 .....	30
第 9 図 C建物内の柱様部材実測図 .....	31
第 10 図 A地区 A1 東柱群遺構推定復原図 .....	32
第 11 図 仕口分解図 .....	33
第 12 図 C建物復原図 .....	34
第 13 図 B1、B2各棟復原図 .....	35

第 14 図	伊勢神宮外宮御禊殿図	36
第 15 図	信貴山縁起に見える長者の米倉	37

## 図 版 目 次

第 16 図	A1 柱写真 (西 2 柱)	37
第 17 図	A1 柱写真 (東 3 柱)	37
第 18 図	A2 柵列写真 (1)	38
第 19 図	A2 柵列写真 (2)	38
第 20 図	A2 柵列写真 (3)	39
第 21 図	A2 柵列写真 (4)	39
第 22 図	A2 柵柱と横木との組合せ写真 (1)	40
第 23 図	A2 柵柱と横木との組合せ写真 (2)	40
第 24 図	A2 柵列と A3 柵列との結合写真	40
第 25 図	A3 柵列写真	41
第 26 図	A3 柵列の部分写真	41
第 27 図	A3 葛のむすび目 (出土状況)	42
第 28 図	B 地区写真 (1)	43
第 29 図	B 地区写真 (2)	43
第 30 図	B1 建物の柱壁板の掘立状況写真	44
第 31 図	B1 建物写真 (1)	44
第 32 図	B1 建物写真 (2)	45
第 33 図	B1 建物内部土間の遺構写真 (2)	45
第 34 図	B1 建物内部土間の遺構写真 (2)	46
第 35 図	B2 建物の南戸口写真	46
第 36 図	B2 建物写真	47
第 37 図	B2 建物の床板を敷いた根太材写真	47
第 38 図	B2 建物東戸写真	48
第 39 図	B2 建物内南西隔の遺構写真	48
第 40 図	B2 建物内の土器出土写真	48
第 41 図	B2 建物の棟持柱写真 (1)	49

第 42 図	B2 建物の棟持柱写真 (2) .....	49
第 43 図	B2 建物内床根太下銅い物写真 .....	49
第 44 図	C 建物南前方の雨落写真 .....	50
第 45 図	C 建物柱様材写真 .....	50
第 46 図	B2 壁板隅部分組合せ工法写真 (1) .....	51
第 47 図	B2 壁板隅部分組合せ工法写真 (2) .....	51
第 48 図	B1・B2 棟間の柵手法写真 (1) .....	52
第 49 図	B1・B2 棟間の柵手法写真 (2) .....	52
第 50 図	粉河寺緑起に見える長者の家の倉 .....	53
第 51 図	須 恵 器 (1) .....	54
第 52 図	須 恵 器 (2) .....	54
第 53 図	板 札 (1) .....	54
第 54 図	板 札 (2) .....	54
第 55 図	鞘状木製品 .....	55
第 56 図	B2 建物南西隅出土の木製品 .....	55
第 57 図	C 建物内出土木製品 (1) .....	56
第 58 図	C 建物内出土木製品 (2) .....	56

# 1. 今次調査にいたるまでの経過の概要

秋田県北秋田郡鷹巣<sup>たかのす</sup>町立鷹巣中学校の敷地内に運動場造成工事中、昭和36年の暮のことであるが須恵器の大型壺や土師器の壺が発見されたことがあった。越えて昭和38年4月、前記運動場の北に隣接して野球場造成工事中に掘立式柱脚6本と付属板材や貫き穴のある角柱等が発見され、さらに昭和40年10月、前記運動場の整地付帯工事のために、野球場の北に隣接する場所から採土運搬中、刀子、土師坏・木箸・木屑片などのほかに巨大な土居の一部がシラス層の下から発見されたのであった。

それで昨年（昭和42年）、国庫補助をえて第一次発掘調査が実施されるにいたった。それまでの詳細な経過や本県における建物埋没遺跡、遺跡地の地質や地形などについては、第1次調査略報（謄写版）、奈良修介の「くるみ館の発掘」（月刊文化財・第50号掲載昭和42年11月号）秋田県教育委員会の「胡桃館埋没建物発掘調査概報」（秋田県文化財調査報告書第14集、昭和43年3月）において既にのべられてあるので、冗長にわたることを避け、ここでは再述しないこととする。

さて、第1次調査においてはB1・B2・Cと命名した3棟の建物とA2とよぶことにした柵列等これらのうち、A2柵列は完掘できなかったし、B1・B2の実測も終了する余裕もなかった（第1図）。

それで、C建物南正面の前方の精査、B1・B2の完掘とその撮影と実測、A地区の柵列の追求とその撮影と実測、柵と掘立式の柱脚群との関係を究明すること、および今までにとりあげられた建物部材の調査とその目録作製などのために、本年度も国庫補助をえて第2次調査を下記要項により実施することになったのである。

## 記

### 1 調査の主体

秋 田 県 教 育 委 員 会  
鷹 巣 町 教 育 委 員 会

### 2 調査期間

昭和43年8月1日から8月21日までの3週間

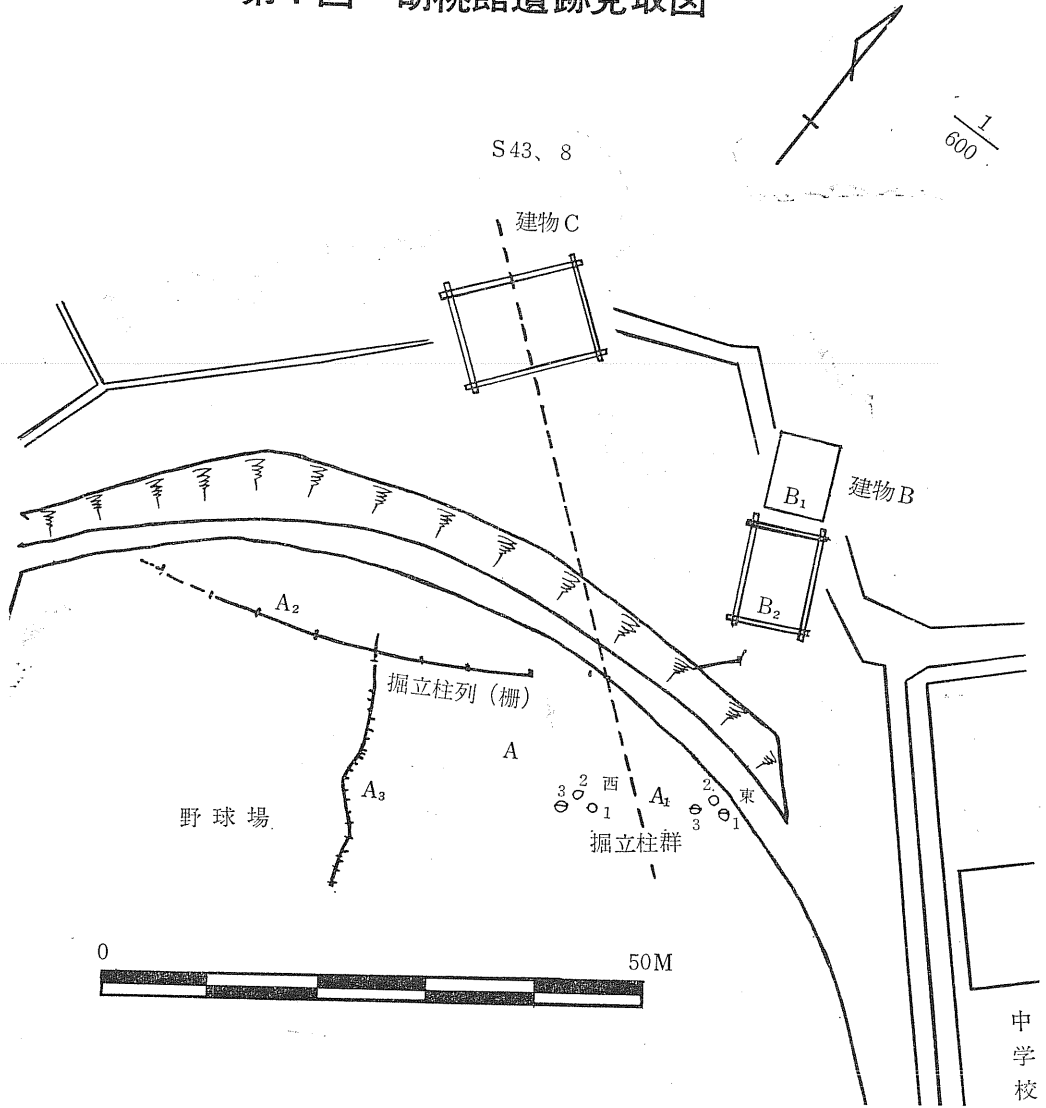
### 3 発掘調査の場所

秋田県北秋田郡鷹巣<sup>つねこ</sup>町綴子<sup>くるみだて</sup>字胡桃館1番  
〃 〃 〃 坊沢字上野3番

### 4 発掘調査指導

文化庁文化財保護部調査官 工学博士 工藤圭章  
奈良国立文化財研究所文部技官 細見啓三

# 第1図 胡桃館遺跡見取図



## 5 調査員

秋田県文化財専門委員

岩手大学教授

岩手大学文部技官

京都大学助手 工学博士

秋田県文化財専門委員

盛岡市立下小路中学校教諭

奈良 修 介

板 橋 源

佐々木 博 康

永 井 規 男

豊 島 昂

島 千 秋



敬愛学園高等学校教諭	鍋 倉 勝 夫
岩手大学付属中学校教諭	木 村 幸 治
専 門 調 査 員	
秋田大学教授、地質担当	藤 岡 一 男
鷹巣農林高等学校教諭、植物担当	松 田 孫 治
補 助 員	
岩手大学学生	川 又 正 則
同	加 藤 邦 忠
同	鈴 木 隆 英
同	阿 部 牧 雄
同	岩 淵 久
同	高 橋 隆 蔵
秋田大学学生	杉 淵 馨
同	武 石 孝
同	日 野 久
同	畠 山 憲 司
明治大学学生	菅 原 俊 行
事 務 担 当	
秋田県教育庁社会教育課社教主事	吉 川 欣 一
同 文化財係主任	児 玉 正 路
同 学芸員	富 樫 泰 時
鷹巣町教育委員会社会教育課長	長 岐 益 太 郎
同	小 笠 原 吉 郎

なお地元の出川町長・成田喜八（前鷹巣町長）・渡辺教育長・池田土木課長・新田土木課係長の各位のほか、地元多数の方々や県立鷹巣農林高等学校郷土史研究部（戸島勇先生・長 宜男・武藤俊美・三沢清孝・佐藤 資・佐々木次郎・富樫和夫・和田喜博・後藤 隆・長岐修二・三沢清明・富樫則忠・斉藤彦志）、一関工業高等学校教諭国生 尚氏、由利郡石沢小学校教諭伊藤種秋氏等に多大の援助をいただいた。ここに銘記してあつく謝意をのべる次第である。

## 2. 今次調査の経過概要

昭和43年8月1日 晴れ

午後1時30分県・町調査関係者、調査関係者、調査員一同教育委員会々議室に集合、工藤文部技官発掘指導のため来鷹、調査日程、調査区域及び分担、調査器材の準備についての打ち合せの後一同現地を視察した。明日よりの発掘分担は、A地区、永井、秋大生。B地区、島及岩大生。C地区、鍋倉。測量と写真撮影は佐々木の各調査員担当。

8月2日 晴れ後雨

A地区鷹巣町土木課よりシャベルカー1台到着。終日B地区地表を削り、除土作業を行なう。豪雨により午後4時作業中止する。本日役場より借用器材（スコップ6、唐鍬3、つるはし1、バケツ4、ほうき3、一輪車2、渡り板4）。鷹巣農高より測量用具（トランシット、レベル、平板、ポール、巻尺等）借用

8月3日 曇り

A地区柵列の柱頭部がほぼ全部あらわれたが、表土のシラス層堅く作業は難行した。

B地区シャベルカー1台終日作業し積土の大部分を除く。11時ポンプ到着、排水開始する。

B地区保全のため土のう20個作る。文化庁記念物課三輪技官視察、岩手大学生川又正則君到着。

8月4日 雨のち晴れ

A地区柵の東西端を追求して作業中、柱列の北側の表土をシャベルカーで除土するも柱はまだ現れない。

B地区排水と周囲除土作業継続、午後4時一応排水終る。

C地区土居内部はそのままにして、南側に昨年度の手掘りした細い排水路跡をシャベルカーで拡大、除土し、その後作業員がスコップにより排水路を開く。一日中排水作業、これによりC、B両区の排水が容易になった。

8月5日 晴れ

A地区柵全面さらに掘り下げ作業。

B地区排水ポンプ作動す。B1建物の除土進行中。B2建物の周囲の掘り下げ作業。B2の南側中心線より1.8m 離れ柱1本発見。

C地区排水作業・秋大学生杉渕、島山、日野、武石の諸君到着。B2建物の調査に加わる。午後よりベ

ルトコンベアー 1 台使用。

8月6日 曇り時々晴れ

A地区東西に続く柵に交差する如く思われる南北の柵、柱があらわれる。

B地区、B1・B2の建物の内外除土清掃進む。

C地区 C建物土居中、中央線（南北方向）の掘り下げ、柱根様遺構の周囲を検討する。ベルトコンベアー 1 台使用中故障し、エンジン部交換。

本荘市の伊藤種秋教諭、湯沢高校生鈴木君参加。

8月7日 晴れ

作業休み（伊藤氏、鈴木君帰る）

8月8日 曇り時々豪雨

各地区作業継続、雨のため4時作業打ち切り。作業員の不足と豪雨のため作業能力が低い。午後町の土木課より新しい排水ポンプ到着。

8月9日 雨のち曇り

午前中雨により午後より作業開始。

B1・B2建物排水ならびに除土。

C地区 土居外踏み石の中心線より1m南の地点に2.20m×3.50mのピットを設け掘り下げる。

8月10日 雨のち曇り

午前中各地区排水作業。

C地区土居外南側のピットと踏石とを続け、踏石を実測す。鋸形木器発見。

本日正午記者会見の予定を雨による作業の遅れと遺構水没のため中止。奈良国立文化財研究所、細見文部技官到着。

8月11日 小雨のち曇り

やや冷たい小雨続き。気温は20度位までさがり下層雲重く垂れこめている。午前中作業1時間程。

A地区柵の作業を当分東西線に集中し、南北線の作業を後廻しにする。

B地区、A地区より作業員3名を割り応援、午後ベルトコンベアー1台使用、B1、B2建物内外掘り下げ。

C地区 土居内の南部及び北東部の表土の整理。

8月12日 曇り後晴れ

A地区柵の排水にとりかかる。5時頃に東西に亘る柵跡の頭部が見える様になったので後はバケツによる排水にしてポンプを柱群に移して7時頃までにこの地区の排水終わる。

B地区、排水、新着のポンプ昨夜水没のため一時故障、古いポンプは能率悪く、作業おくれ4時頃ほぼ排水を終える。

C地区水没・ポンプ故障のためこの地区作業中止本日永井、細見両調査員、昨年格納した建物遺物保存状態を調査のため公民館に行き、札の付け換え、番号の付け直し等を行なう。

佐々木調査員写真撮影開始。

8月13日 曇り

A地区東側にピットを掘る。

B地区 排水作業、B1建物内の精査（川又・阿部）実測図（1/40）-B2建物内の精査（嶋・高橋）実測図（1/40）、南西部に地火炉を発見、これを実測す（1/10）

C地区 一日中排水、南建物土台の南側整理。細見氏等公民館にて整理続行。

8月14日 晴れ

作業休み、宿舎にて出土品整理。鷹農高生現場監視当番。吉川県社教主事、富樫学芸員と交替。

8月15日 曇り

A地区東柵の延長を求め、B2建物南に（スコアボード北）ピットを設ける。

B地区、B1、B2建物内部床面に木炭、灰のある地点を発見す。

C地区 C建物南側に雨落跡を確認した。写真撮影用のやぐら組立て佐々木調査員撮影す。正午報道関係者に説明会を行う。板橋調査員説明す。一関工業高校国生 尚氏参加。

8月16日 曇り後雨

A地区 東部延長部のピット掘り下げる。また午後に入り東西柵の延長を追求するためグラウンド鉄柵外の北及び西にピットを設けた。

B地区 細部写真撮影。B1建物南西隅柱の埋め方を調査す。B2南西部地火炉付近の炭の分布を平面図に加える。

降雨のため4時半作業を終了する。見学者鷹巣町の出川町長、成田喜八氏、その他一般町民多数。夜、宿舎にて土器実測、島氏帰る。

8月17日 雨のち曇り

A地区A2（東西柵）、A（南北柵）は掘り下げを続行する。

B地区 計測のためやり方を組む。

C地区 土居北面の精査、都立大大学院生天田氏来訪。

8月18日 曇りのち小雨

A地区 A3において杭に横材を藤状のもので絡んでいることが判った。

B地区 建物の計測続行。

文化庁記念物課中野調査官、松下技官来鷹。天田氏帰る。

8月19日、曇り

A地区 A3掘り下げ続行、木簡様の木片を発見した。A2実測開始。

B地区 B1、B2建物計測（佐々木調査員外、国生、加藤、鈴木、阿部、高橋、岩淵）

午前9時より町当局と調査員との遺跡、遺物保存対策の会議、町長、教育長来場、正午過ぎ文化庁記念物課松下技官来場、見学者、鷹巣町土木課員外多数、松下技官帰庁。

8月20日 時々雨

B地区、B1、B2建物実測（実測図1/20）の上解体し部材を引き上げ、洗浄す。国生氏午後帰る。夜宿舎で慰労会あり。

8月21日 雨

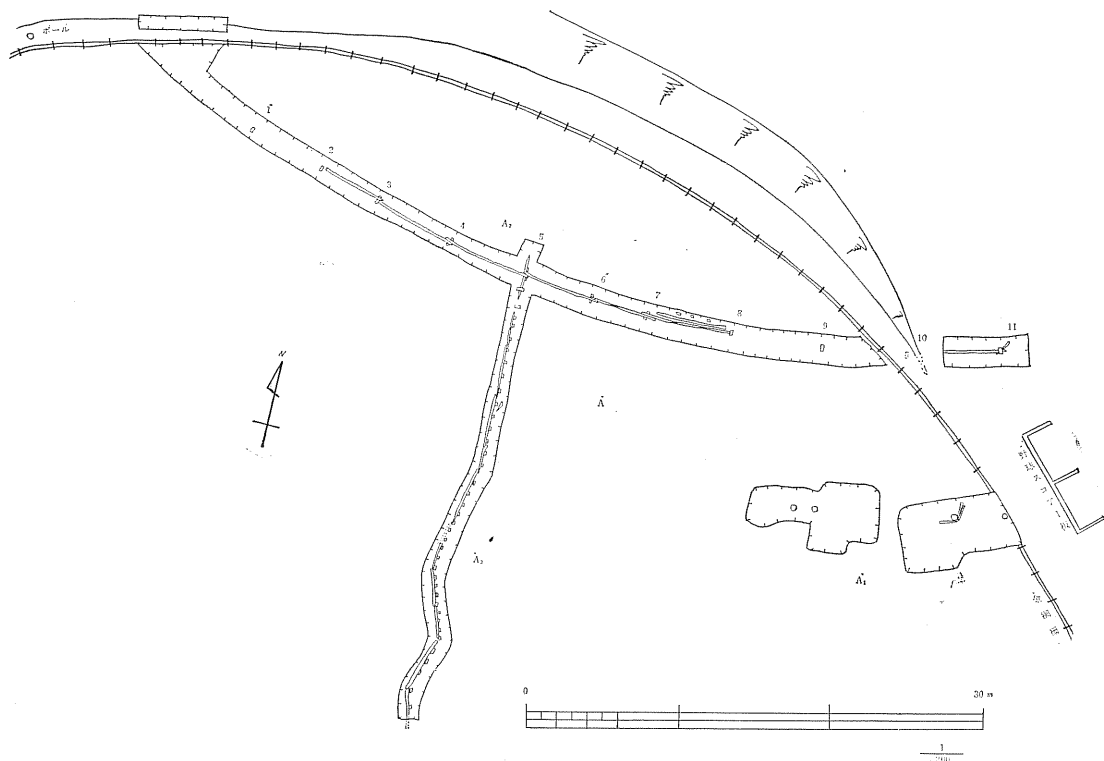
B地区 B1建物部材引き上げ格納す。

（中学校グラウンド内）、町当局関係者来場。午後5時、宿舎において器材点検整理を終え解散した。

### 3. 建 築 遺 構

#### 1. 遺 構 の 概 要

遺構の立地面は、厚く堆積したシラス層の下にある腐植土質の黒色粘土面である。発掘されたすべての遺構は、この黒色粘土面を地表にして建設されたものと認められ、それ故すべてが同一時期に属すると判断される。今年度までに発掘調査された遺構は、3棟の家屋とこれを取りまくような状況で出土する柵列、それからこの柵外の施設物としてのもう一つの柵と3本で1組になった1対の柱群である。以上の遺構は、建設当時の地上から1～1.5mほどの高さまで、その部材を原形のまま残しているだけでなく、各々の遺構の構造形式が、今まであまり知られていないような特色をもっていることから、極めて重要な意義を有している（第1図）



第2図 A地区発掘実測図

○A地区の遺構

発見順序に従って、A1、A2、A3の三遺構に小分けされる。これらは柵および柱群の遺構であって家屋遺構ではないが、この遺跡の性格を理解する上の重要な鍵になるものである。しかしまだ遺構自体の性格も究められておらず、課題を今後になお残している。(第2図)

**A1** 昭和38年に発見されたもので1.5ないし2m くらいの間隔で千鳥状に配置された3本で構成される掘立柱群が、12mほど離れて東西に対峙した状況で存在する遺構である。東西の柱群ともその柱は東から東は東1・2・3、西は西1・2・3と呼称している。この中東2と西3は昭和38年発見時にぬき上げられ、他の4本は頂部を切断されて下部だけを遺存する。これらについては発見時にこれを調査した豊島氏の報告があるが(昨年度の調査概報に掲載)、ここでは東1柱以下の遺存柱の位置を確かめ、東3柱の周囲を掘り下げて調べた結果を報告する。(第3・16・17図)

まず柱相互の関係であるが、東西両柱群とも両端2柱が中央柱よりやや南にずれて位置し、頂部に貫材を通してつないでいた。もっとも貫材に当たる部材は遺存しない。なお遺材の頂部はどれもそれほど腐蝕していないから、柱についてはほぼ当初形に近い形で残ったものと考えられる。

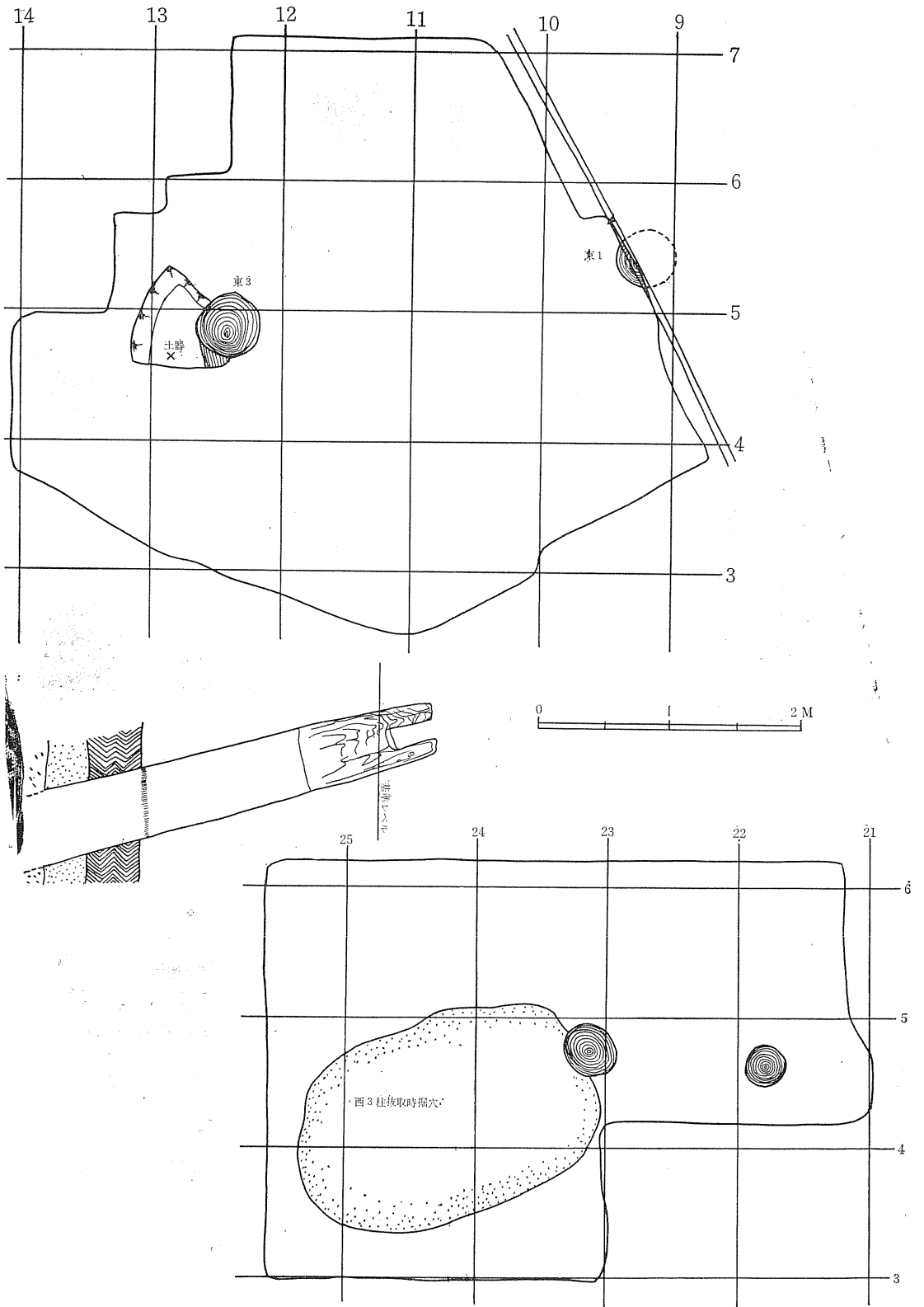
東3柱は北に16・7度ほど傾いて立つ。切断面直下に東と南に板がはりついた状況で出土したが、これらはシラス土層中に位置していたから、埋没時に偶然附着したものであろう。現グランド表面から1.8m

はシラス層で、その下に黒色粘土層がある。この層は約40cmで、次に青緑色の砂質粘土層が約30cmあって礫層に続く。柱底部まで完掘しなかったが、東2柱についての豊島氏の報告のように底部は礫層中にあるものと推定される。この土層と柱との関係を検討する限りでは、この柱は黒色粘土を地山としている。その理由は次の2点である。

- (1) シラス土層中における柱表面は、ほとんど腐蝕痕なく、きわめて緻密な木肌を示すのであるが、黒色土より上5～10cmから下にかけて腐蝕痕を示す。これは埋没以前においてはこの附近が腐蝕をうけやすい状況にあったこと、すなわち当時の地表がこの黒土面であったためと考えられる。
- (2) 黒土層では明確でなかったが、青緑色砂質土層中では、柱の周りに限って青緑色土と黒土の混合した土が出た。これは柱穴を掘ったあとの埋め戻し土であるから、この掘立柱が建てられたのは、黒土を地表とする時であった筈である。

**A 2** (第5、18、19、20、21、22、23、24図) A 1の北側に、ほぼ東西方向に南に張り出した形で弧を描いて走る柵列である。昨年度柵の延長35.5m分を発掘したが、今回はそれをさらに東西に追跡しておくなくとも60m以上連続することを確認した。柵は柱と貫から構成される。柵柱は10本を検出し、これを西から第1、第2、第3……と呼称する。西1から9までは連続して発掘したが、第9柱の東はグラウンドの金網があり一柱分とばして発掘しているので、次を第11柱と呼ぶ。この柵の構造については昨年度の報告書に述べられているから詳細は省略する。柵柱は黒土層下の礫層から掘立てられていた。第1柱附近およびその西方トレンチ内は、グラウンド整地以前に池であったところで、埋立土砂で荒れていて層序も明確でなかった。第1柱より東方は層序も明瞭で、黒土を地山とするが、この黒土面は多少の起伏をもって西に向って高くなる傾向を示していた。第11柱の東方に設定したトレンチでは、柵は発見できなかったが、層序についてやや注目される結果がえられた。ここではシラス土の下に黒色土層がなく砂質粘土層があって礫層に続くのである。シラスは北方のB地区より更に50～60cm深くまで堆積している。いいかえれば埋没以前は、住居遺構の辺より60cm近く地表が低くなっていたのである。あるいは溝または池になっていたのであろうか。

**A 3** (第25、26図) A 2の第5柱の地点で、A 2柵に直交して南側に南方に延び、構造の手法がA 2と異なる別種の柵が発見された。これをA 3とするのである。この柵は丸木を小割した未仕上の粗作りの杭木を用いて作ったものである。柵柱となる柱はほぼ60～80cm間隔に立ち、これに長さ3～4m前後の杭木を水平に葛で緊結している。この水平材が25～30cmの間隔で4段になって柵が構成されている。但し、A 2柵と交わるところの北端それに続く2番目の柵柱は、その形状がA 2柵のものと全く同一であって、上述した構造手法になるのはそれより以南である。この柵は杭柱数38本、延長にして約30mまで発掘したがなお南方に続く模様である。柵は南方に行くに従って大きく傾倒している。柵列は直線的でなくいくぶん不規則に屈折していてその構築には十分な計画性を認め難い。



第 3 図 A 1 遺構実測図



## ○B地区の遺構(第6、28、29図)

ここにはB1・B2と名づける2棟の建物があり、昨年から一部が露出されていた。今回は周囲を掘り広げるとともに、床面の精査を行なった。B1とB2は一对の建物としてつくられたものとみられ、南北の軸線上に中心を揃えて2mの間隔をおいて南北棟にB1を北、B2を南にして存在する。B1は柱と縦板壁をともに掘立てにしてつくったもので、梁行2間、桁行3間の建物、B2は土居の上に横板壁を井籠に組んだ板校倉形式の建物である。戸口はB1は南に一つ、B2は東南西の三方についている。これらの構造手法については前回の報告で概要は述べてあるから省略し、ここでは今回の調査で知られたことに限って述べることにする。

**B1 建物** この部分の黒色土以下の層序は、西南隅で調べたところでは、黒色土30cm、礫を含む青色粘土20cm、青色砂質粘土となる(第7図)。柱は黒色土の地表から75cmの深さをもって青色砂質粘土中に掘立てられ、壁板は18cmの深さで黒色土層中に掘立てられていた(第30、31、32図)。床は板張の形跡はなく土間であったとみられる。床面中央には1.0m×1.3mほどの広さに炭の堆積があり床の一部は赤く焼けていた。これは一応炉址と認められる。東南隅近くには、指の太さ位の杭と、径50cmくらいの馬蹄形平面をもち、同じく指太さの角材(仕上げである)を立てめぐらし北側に開口部をもち、内部には炭と火がたまっていた施設とがある(第33、34図)。これらが何であるか明らかでないが、後者は火の使用と関係するものであることは疑いないだろう。前回の報告では、この建物の戸口が一つしかないところから(第35図)、これを倉庫と推定したが、こうした生活施設が検出された以上は倉庫とみるのは必ずしも適当でなく、むしろ住居と考えた方が良いと思われる結果になった。

**B2 建物** 床面調査で構造形式に関して新たに得られた知見は、土居の据え方である。C建物はとびとびに配置される玉石の上に土居が据えられていたが、この建物では隅部および戸口に当る部分の下に板を1・2枚黒色土上に置き、その上に土居を据えるという仕事をしていた(第36図)。北側中央柱下では、この板の下に小さな玉石を入れていたが、他のところでは何ら特別な地業を施していない。

床面からは内部西半から一端が浮き上がった状態で4本の根太材が出ている。この中3本は西側戸口の中央およびその左右に、西側土居桁下に端をさし込み、東方にはね上がった状態で出土した(第37図)。それを平面に投影すれば、この根太材は西側土居桁に直交し、これが当初の状態であろうと思われる。この3本の根太材の上ののった床板と見られる板材が、西側土居桁に接して発見されている。他の1本の根太材は、南方土居桁の戸口直下に一端をさし込んで西側やや北寄りにはね上がった状態で発掘された。これは後に述べる炉の上部にかかっているから、かなり原位置から動いていると考えられる。当初はおそらく南北方向に通る根太であったと思われる。床面東半からは根太材は出ていないが、根太をうけたと考えられる枕木(小さな板の断片)が数個検出されているので、やはり根太がおかれ床板が張られていたと考えられる。なおこの枕木と考えるものは西半では出ていないが、昨年のC建物の例でも、根太の下に枕木をかう

場合とかわない場合とがあったから、枕木は常に存在するとは限らないようなのである。

戸口は三口とも同じ形式につくられているが、細部では次のような差違がある。

	扉召合せ	戸締り法
東戸	<small>あいどつぐ</small> 合決り	内側中央に木栓（第29図）
西戸	突付け	同上
南戸	合決り	内側左方に木栓

すなわち東西戸は内部で1本の木栓によって戸締りできるようになっている。ところが南戸は様子が異なる。ここでは戸を閉じた時、これを戸締めすることが遺存する部分の装置だけではできないのである。敷居にあく栓穴は東側扉を開いた状態にして閉じないようにするために役立つものであって、東西戸の栓とは機能が違う。南戸の戸締り法は不明である。あるいはこの戸の場合、遺存しない扉上部につく戸締り金具の存在を想定することも考えられる。

床面施設として検出されたものは、竈址・炉址および用途不明のくぼみである。竈址は西南隅にある（第39図）。その構造は、9本の小枝を半円形に土中につき立て、これを芯にして土を塗り上げて成形したと考えられるもので、竈の直径は約60cmで北側に焚き口をもつ。竈の内部には火や木炭が堆積し、中央にはこぶし大の石が一個埋められていた。竈地面全体にあまり強い焼成のあとは見られない。それほど長くは使用されなかったらしい。炉址は竈の東北方50cmはなれたところにあり、ほぼ一辺80cmの方形に炭化物が堆積したもので、西方戸口の南端と直交する根太の一部に認められる焼損部分とこの炉址とは位置が一致するから床板に附属して設けられた炉と解してよいと思われる。また竈よりさらに西南の隅部は窪みになっていて、南側土居下にはこの窪みを仕切るような丸木が残存している。この窪みが何であるか明らかでない。竈に接していること、この附近からだけ土器片が集中的に散布していたという事実を挙げるに止めておく（第40図）。

上部構造を推察させる新資料として、南方に発掘地域を拡張した時、南壁面から南約1.8mはなれて建物の南北中心線上から検出された断面7cm×13cmの柱がある。この柱は底部が黒土層中にとどまるほどで掘立深度が浅く、大きな重量を支持させるには決して適当なものでないが、その位置からみて棟持柱に解釈しうる可能性は大きい（第41、42図）。この他、南戸口前の雪囲いのための施設、あるいは標識的な施設とする考えもあり得よう。ただB1、B2相互の位置関係からB2は南北を妻とする切妻造りになっていたとすることに殆んど異存はないとすれば、棟持柱と解することがやはり最も良いであろう。

この建物の性格としては、竈・炉等の存在から住居と断定してよい（第8図）。

#### ○C地区の建物

ここでは昨年調査で残された点、すなわち北側土居下における玉石の存在の有無、および外廻りの調査を主として行なった。その結果北側土居下から四ヶの玉石と、南側土居南方から雨落ちを新らしく検出

して、C 建築上の詳細を一層明らかにすることができたのである。

今回検出した玉石は、北側土居の両端土居交叉部と2ヶ所の戸口部の計4ヶ所にあったもので、この結果この建物は四周に13ヶの玉石を配置してその上に土居を据えていることが確かめられた。玉石の配置は原則として隅部と戸口下とになっているが、東南隅部にはなく3ヶは任意的に心配されたかのようである。

外廻りの調査は地形の関係上、建物南に限って行なった。まず南方戸口前面を約3mの巾で南方に向けて掘り広げたところ、南側土居の真から南へ1.6mところで土居に平行して東西に走る雨落を黒色土上に検出した(第44図)。この溝は軒先からしたたる雫によって地表が穿たれてできたもので、巾15cm、深さ5cmほどあり、土器や木の細片が混ったさらさらした砂でつまっていた。ついでこの溝の延長を追って建物東南隅南方に別のトレンチを入れたところ、正しく延長線上に雨落ちが現われたのである。ところが奇妙なことに、この雨落ちは東側土居端の延長線上までしか続かず、それより東方には延びていないのである。このことは、仮りにこの建物が切妻屋根をもつとすれば、切妻のそば軒(壁から外側に出た妻部分の屋根)がなかったことを意味するのである。わが国の、これまでに知られている建築物の中で、そば軒のない形式のものはないから、これは全く異例なことといわなければならない。あるいはそば軒の部分だけ雫が落ちないように装置でもあったのだろうか。何分一ヶ所だけの調査であるから、この問題について明確な断定を下すことはできない。今後残る三隅についても調査して、この問題に関して資料を整えられることを望みたい。なお東側土居外方も調査したが、この部分は水路になっていたため元地表面ままで荒れていて雨落ちの存在の有無を確かめることはできなかった。屋根形式は一応切妻と推定されるのであるが、寄棟系統の屋根でなかったといい切れる根拠もまだつかんでいない訳で、これも今後西側土居外方の調査に課題が残されている。

内部においては、前回出土した3本の床面から垂直にたつ柱様の部材について、床面下に掘り下げて調査した。これらの材は、黒色土の下の青灰色砂利層に底を接して立つ(第9図・なお前年度調査概報の図版5参照)掘立深度は比較的浅く22.3cm前後である。したがってこれらは上部荷重を支えるために立てられ、後に切断されたものでなく(少くとも埋没直前には現状のようであった)、当初から発掘時の状態につくられたものと考えられる。建物の南北中心線上にある2本の材の中、南側の径32cmの丸材は長さ55cmで底部にはめど穴がある。北側の長辺26cm、短辺14cmおよび11cmの台形断面の角材は、南側にほり込み溝をもち、長さ63cmで側面に5cm角の二つの埋木された穴をもつ。埋め木の一つは黒色土層中にあるから、この埋め木仕事はこの材がここにすえられる以前のものと考えられる。すなわちこの材は転用材なのであるが、形状・寸法からみて方立柱の余材を利用したものと思われる。これらの材が如何なる目的ですえられたのかは不明である。なおこれらの部材はすべて黒色土より5cmほど上のあたりから下にかけて腐蝕し、表面木質がすけているが、この現象はA1の柱でも全く同じことが観察されている。腐蝕部分は元来地表下に埋没していた部分とみなされるが、それが黒色土層とややずれるのは、厚く

堆積したシラスの重量による圧密によって黒色土の土層厚が縮められたためであろう。

## 2. 構築物に関する考察

2回にわたる調査結果から得られた資料によっておよそ次のようなことが推知される。すなわちこの遺跡はA2の柵列（東西方向）によって囲まれた一郭の中に何棟かの建物を配置したものであって、全体としてかなりの規模をもつものと推定される。これまでに発掘された3棟の建物の中、B地区の2棟の建物は住居遺構と考えてよく、C地区の建物は庁屋の性格のものでこの一郭中の中心的な建築であろうと考えられる。B1・B2建物は内部に竈・炉等の生活施設をもつのに対し、C建物では竈や炉はなく、昨年度調査の際には墨書のある木札などが発見されていることからこのように考えるのである（昨年の概報参照）。建築形態は、B1・B2についてはほぼ妻入切妻造であったと断定してよさそうである。B2建物の棟木は南妻前方において棟持柱に支えられ、B1はB2より棟高を低くしていたであろう。

C建物では雨落ちの発見によって、より具体的な資料が得られるわけであるが、軒の出が1.6m近いという事実からすると、建築の一般的比例からみて軒高は2.2～2.3mほど、壁板にして7～8段分ぐらいがあったものと推定される。屋根はおそらく切妻であったろう。

A地区の柱群（A1）、柵群（A2、A3）に関してはなお多くの不明点が残っているが、A2の東西に走る柵がB・C地区の建築群を囲う主要な柵であることはほぼ間違いないであろう。A3の南方に延びる柵は、A2に比較して材の加工も粗末で構築法も素朴であるから、柵としてはA2ほど重要なものでなく、おそらくA2で囲まれる郭外の施設で、ある種の囲い込みとして作られたものではなかろうか。A1に関しては、その性格をつかむことが困難である。ここに東柱群の推定復原図を示して諸方の示教を乞いたいと思う（第10図）。

## 3. 建築技法

### ○細部技法

以上のべてきたように、昨年度にひきつづき3棟の建築遺構を検出したのであるが、ここでは木工事の技法として注目すべき点を二、三あげてみたい。

その一は、B2、C棟の横張板壁の積上げ接合面にいわゆる『ひぶくらはぎ』に類似した手法をもちいていることである。板の大きさは、B2、C棟とも巾30～32cm、厚5cm～6cm、長さ最長のもので4.2mある。その片端は、交叉する直角方向の壁板との仕口をつくり、他端は方立の小穴溝の巾にあわせて厚みを減じている（但し、C棟背面中央のみは両端方立）。そして、それぞれの板の上端は高さ4～5mmのやや丸味をおびた山形断面をつくり、下端はこれに仕合すべく逆<sup>しやく</sup>に決りをとっている。これがいわゆる『ひぶくらはぎ』であるが、中世以降ではほとんどの場合もちいられる手法であっても、平安後期に比定されるこの遺構でみられるのははなはだ興味深い。もっとも、普通いう『ひぶくら』は山の角度を

90°にするものであるが、ここでは、それほどの高さをもっていない。もともと『ひぶくらはぎ』にする理由は、板の収縮や狂いが少々生じても、はぎ目に空隙がおこらないようにする技法であって、そのためには山の高さは極端に弱くならない範囲なら高いほどその効果が期待できるものである。その点、当時の木工具の種類や精度と考えあわすとき、本例は『ひぶくらはぎ』の初期的なものを示しているものといえよう。

その二は壁板隅部分の工法である。壁板の隅部分は、板を背ちがいに交互に積み重ねる方法によっている。したがって、仕口はそれぞれの板を上端と下端から板巾の1/4ずつ、組みあわすべき対象の板厚だけ欠きとることを原則にしている。(第46、47、11図)

しかし、実際には板巾、板厚ともにむらがあって、計画寸法どおりにはおさまっていない。むしろ、一枚一枚現場で積み上げながら、仕口を作っていたと考えてよい。特にここに注意すべきは、仕事に『にげ』をとつていることと、切り欠き巾より板厚の方が薄い場合、板に割り楔を打って板厚をふくらませ、仕口のすきまをうめていることである。

今日的な目からすれば、木造建築の常用手段とみられるものであろうが、当時の立地条件から考えると、直接たずさわった工匠のかなり高度な技術を知ると同時に、後者からはむしろ中世的な感じすらうけるのである。

各材料の仕上げ方法は、次の3種類があった。

1. 割り肌そのままのもの

B 1 棟 棟壁板

2. チョーナはつりのもの

敷居、土居など主として角材または平角材(ただし同一材であっても一部分ヤリカンナ仕上げとしているものもある。)

3. チョーナはつりの上、ヤリカンナ仕上げのもの

扉材、C、B 2 棟壁板など主として厚板材

この他の工具の使用痕としては、板巾をつめるためにナタを(B 1 棟)、材料の木口の切断にノミを(C 棟)、扉軸摺穴をうがつのに巾1 cmほどのツキノミを(B 1 棟)、みることができる。またB 1 棟敷居には、方立の位置をきめるときのシラガキが明瞭に残っていた。

数少ない古代建築遺構にこの一例を加えることによって、建築技術史研究の上でも貴重な資料を提供したことになる。

## ○造 営 寸 法

B 1 棟では各辺の隅柱心々を、B 2、C 棟では相対する板壁の心々を、それぞれ実測し、それによって当時の造営規準寸法をさぐりだそうとしたのが第1表である。

これで見れば、造営にあたって尺を単位とする寸法をもちい、しかも尺の整数か、もしくはその1/2に割りつけていることを知る。また1尺の長さは、一つの例外を除いて（B1棟短辺）他はすべて0.303mを1尺とする現尺よりやや短いという結果がでた。

おなじようにして扉口巾の内法寸法をみると第2表となる。ここでは最少単位を尺の1/10である寸にとると、多少のばらつきはあるが（特に遺存程度の悪いC棟ではげしい）さきの総長さの場合と、ほぼ同じ傾向にあることがわかる。

ただ、ここで各扉口の寸法に大・小があり統一性がないという問題が残る。現在のところ、正面側が大きく、他はこれより小さいという事実以外は、材料の大きさによって（例えば壁板長さや扉板巾などの）制約をうけたのではないかと推察するのみで、本当の理由はわからない。

位	置	A (m)	B (尺)	C (m)	(尺)	実測箇所	
		実測値	推定造営寸法	$\frac{A}{B}$	$\frac{C}{\text{現尺}}$		
C 棟	長 辺	南 面	11,935	40.0	0.298	0.985	土居上面
		北 面	11,945	40.0	0.299	0.986	〃
	短 辺	東 面	9,050	30.0	0.302	0.996	〃
		西 面	9,050	30.0	0.302	0.996	〃
B 2 棟	長 辺	東 面	8,550	28.5	0.300	0.990	〃
		西 面	8,575	28.5	0.301	0.993	〃
	短 辺	南 面	6,595	22.0	0.300	0.989	〃
		北 面	6,610	22.0	0.301	0.992	〃
B 1 棟	長 辺	東 面	7,420	24.5	0.303	0.999	旧地表位置柱心心
		西 面	7,360	24.5	0.300	0.991	〃
	短 辺	南 面	5,460	18.0	0.303	1.000	〃
		北 面	5,460	18.0	0.303	1.000	〃

第1表 建物長さ関係寸法

位	置	A (m)	B (尺)	C (m)	(尺)	実測箇所
		実測値	推定造営寸法	$\frac{A}{B}$	$\frac{C}{\text{現尺}}$	
C 棟	南 面 中 央	1,505	5.0	0.301	0.993	土居上面
	〃 東	1,270	4.2	0.302	0.998	〃
	〃 西	1,282	4.2	0.305	1.007	〃
	東 面	0.915	3.0	0.303	1.000	〃
	西 面	0.880	2.9	0.303	1.001	〃
	北 西 東	0.750	2.5	0.300	0.990	〃
	〃 西	0.835	2.8	0.303	0.998	〃
B 2 棟	東 面	0.950	3.2	0.303	0.998	敷居上面
	西 面	0.960	3.2	0.300	0.990	〃
	南 面	1,055	3.5	0.301	0.995	〃
B 1 棟	南 面	0.815	2.7	0.302	0.996	〃

第2表 扉口巾内法関係寸法

#### 4. 建築物の復原

発掘によってこれだけの建築部材が発見されたのは、木材を主材料とするわが国の場合まことに稀有といわねばならない。したがって、発見部材から建立当初の姿を復原してみるのもまた必要であろう。勿論上部構造については、材料が皆無に近いから当然推測の域を出るものではない。こんご当遺跡の発掘をさらに進めていけば、新たな発見もあろうし、建物自体の性格も明瞭となろう。そのときは当然この試案は修正されるべきである。ここではいままでの記述と重複するのをさけ、なるべく復原設計に際しての基準としたことのみをあげる。

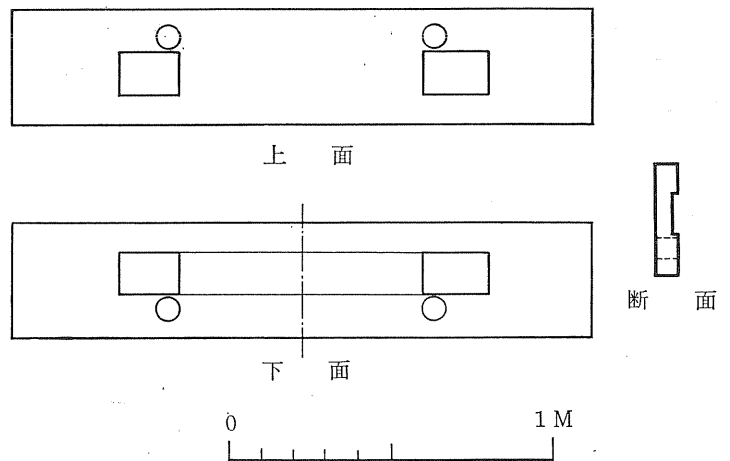
##### ○C 棟(第12図)

長辺40尺、短辺30尺の長方形平面で、四方に両開きの扉口をもつ建物である。全体の地形や、踏込石の存在などからも南側を正面としていたものとみられる。

1. 壁板積み上げ高さ 壁板は現在1段～2段分遺存し、痕跡としては4段分認められたから少なくともこれ以上であったことは事実である。ほぼおなじ構造であるB2棟でも4段分が完全に遺存し、なお積み上っていた形跡がある。板校倉の現存遺例をみると京都府の酒解神社神輿庫(13～14c)では、板巾平均32cm、板厚14cmあって8段、奈良県の春日神社宝庫(14c)では、板巾24cm、板厚6.5cmで10段積み上げている。これなどからみて7～8段程度が妥当なところであろう。扉部分は、楣より上に最上段分をとおすのを通例とするから、内法高さを1.80m(6段)と仮定し、結局全体で7段、約2.10mあったものとした。

2. 扉 構 え 扉口は南面に連続して3口、東・西面に1口ずつ、北面に2口あり、それぞれ外開きの扉がつく。開口部左右に方立を土居に大入れにしてたて、方立間に蹴放しをいれ、扉は直接土居上に軸摺穴をうがって建て込んでいる。桁・梁が土居とおなじような大きな断面をもつとは考えられない

から、上部は当然軸摺材があったものとみてよい。42年度概報に使用位置不明として紹介されている楣材を一応これにあててみよう。方立内法寸法75cmをC棟からさがすと、背面東口が丁度これに合致する。扉軸摺穴の間隔や、方立穴つらからの木余りの寸法もほぼよい。ただ、方立穴そのものが土居上端のそれよりはやや小さいと



第4図 C建物冠木詳細図

ということがあるが、これは土居の大入れ穴の方が腐蝕して大きくなったとも考えられるし、また方立上部に胴付きがついていたとみてもよい。

この材の下面には上部戸当りとなる楣のとりつき溝がついてあるから、これ自体を楣と呼ぶのは適当でなく、むしろ冠木とでも名付けるべきであろうか。要するにこの材は、上部材として発見された唯一の材なのである（第4図）。

3. 小屋架構および軒 桁・梁は、最上段壁板の上部に桁を下木、梁を上木にして、成の1/2分渡脛に組みこむものとした。こうすれば両面の積み上げ高さがほぼそろう（したがって板数がおなじ）隅組手も堅牢となる。方立は、桁・梁の下端に大入れあるいは杓差しとしてとりつく。だから木巾は方立巾と同寸か、あるいはそれよりは大きい必要がある。特に梁は30尺もの間にかかることになるから当然大きい断面を要求される。いまは仮に桁を27cm（9寸）×24cm（8寸）、梁を30cm（1尺）×27cm（9寸）とみた。

桁行長さが40尺の整数であるところから、梁間隔は10尺丁度とし、中に3本架けわたした。

屋根形式は、一応東西に棟をとおす切妻造りであったとし、母屋を流れ中間に1本いれて、棟木とおなじように小屋束をたてて支承した。

種があったかどうかについてはさだかでない。ここでは、発見した雨落溝の出が壁心より1.60～1.80m近くもあること、先述のとおり梁が桁に渡脛でめるとすると種をいれる方がおさまりがよいこと、などにより種があったものとし、梁間10尺に対し8本宛配った（1支1.25尺）。けらばの出は種3支をいれ壁心から破風板外面まで4.5尺にきめた。

4. 屋 根 屋根葺材については、瓦以外の方法つまり、こけら、ひわだ、杉皮、板などいろいろな場合が考えられる。また「皇国制度考」にいう『割板の上に杉皮を葺き、その上にねば土を2寸5分ほど塗りたてた』ようなものであったかも知れない。いずれにしても、使用木材の材種がほとんど杉であるところから、杉皮の利用は充分考えられよう。とすると種があるものとした場合、種の上に横板を並べ、その上に杉皮を葺き、石などを置いて押えていたとみたらどうであろうか。

なお、屋根勾配については決定する資料はまったくなかったが、葺材とも考えあわせ、4寸勾配とした。

5. 床 42年度概報に報告しているとおり、長辺方向に転ばし根太が、短辺方向に床板が一部残存し、床板張りであったことがわかる。しかし屋内中央の北寄りに立つ3本の束様材の上端が、床板上部より高くおさまることになるから、両者が共存していたとすると床板をきり欠いて突き出ていたとするか、あるいはこの部分には床板がなかったものとしなくてはならない。今回は一応後者をとり、背面上居際のみ床板をおいて、戸口からの出入りに便なるようにした。

## ○B 2 棟（第13図）

長辺28.5尺、短辺22尺の長方形平面で、南面・東西面の三方に扉口をもつ。B1棟との関連などから南



面を正面としていたものと思われる。板壁、扉構え、および屋根については、規模・部材寸法の大小はあっても、構造的にはC棟とほとんどかわりがないのでここは省略する。

1. 小屋架構および軒 棟持柱の存在から、屋根は南北方向に棟をもつ切妻造りと考えた。壁板の上に桁をとおし、梁を両妻と、中央に2本計4本架けわたし(梁間隔9.5尺)梁中央に棟束を立てて棟木をうけた。檼は、梁間隔にそれぞれ8本入れ(1支1.2尺弱)軒の出をC棟よりやや小さく、5尺にきめた。南側けらばの出は、棟持柱が壁心より1.85mの距離にあるから少なくともこれ以上出ていなくてはならず、身舎とおなじ間隔の檼を6支いれて、壁心より破風外面まで8尺近くあったものとした。その結果、入口前の浜床は完全にそば軒の中にはいることになり、都合よくはなかったが、そのかわり桁の持出しがやや大にすぎる感じになった。冬期の積雪を考えると、もう1支すくなく棟持柱が棟木のほんの先端を受けていたのかも知れない。一方北側けらばは、後述するようにB1棟のけらばと重なる結果になるのでさほどの出は必要としない。ここでは南側の半分3支分をとった。

2. 床 遺存していた床板・根太・根太下銅物などによつて、内部は地表に短辺方向に根太をおき、長辺方向に床板を張っていたことが判明した。ただし、南西隅は、一部分土間のままのところがあり、ここに炉やかまどを施設していた。

発見床板・根太とも釘跡の類はまったくみられなかったから、床板は根太の上に敷きならべただけか、あるいは縄、葛の類をもってからんでいたのかも知れない。

東西の土居は、正面方向にのみ1.20mほど長く延びている。しかもこの部分の土居下には、全長にわたって板が飼ませてあり、上からなんらかの力が加えられていたことを示している。先にあげた春日神社宝庫は、高床ではあるがこれとおなじ構造で、長板の浜床を付設している。棟持柱を立て、そば軒を深くしていることと関連して考えると、浜床があったとみてさしつかえない。ただその場合、土居間の距離22尺に板をかけわたすのは無理があるので、当然中間根太が何本かは必要になるろう。

## ○B 1 棟(第13図)

長辺24.5尺、短辺18尺あり、B2棟の北側にほぼ中心をそろえて建つ。扉口は南側よりないから、当然この面が正面となる。

1. 柱および壁板 四隅柱は12角から16角の不整多角形断面、他の中間柱は矩形断面で、ともに土中に掘立てとなっている。柱上部は通例どおり、桁あるいは梁に桷差しにしていたのであろう。

壁板は、柱心どおりにそばをつきつけにして立てならべ、下部はこれも土中に掘立てられている。しかし柱にくらべて掘立深度は浅い。残存している限りでは、柱にも、壁板にも横椽の類の存在は認められないから、たとえば板上部を桁、梁の下端に小穴溝をついてはめこんでいたとしても、たちあがり高さはあまり高くはできない。たかだか6尺ぐらいのものであろうか。

2. 架 構 短辺方向、長辺方向の中間柱の位置から、梁は東西方向に4本かかり、屋根は

南北面を妻とする切妻造りであったことは容易に想定できる。この場合、梁間が比較的狭いから、檼はなくして流し板とするのも可能である。とすると梁・桁の上下関係は、梁を下木、桁を上木として組みあわす方がおさまりがよい。けらばの出は、B 2 棟の距離からもおのずから制限されてくる。また軒の出もそんなに必要ではない。ここではそれぞれ、2 尺・3 尺にとった。

3. 屋根 流し板であったとすると、屋根面は、板を重ね葺きにして板そのままとするか、流し板の上に杉皮を葺くか、の2通りが考えられる。いまどちらであったか決定する根拠はもたないが、前者であつた可能性の方が強いようにも思われる。

○B 1 棟・B 2 棟間の柵（第48・49図）

最後に、東側でB 1・B 2 棟をつないでいる柵についてみてみよう。

柵は長方形断面の柱を土中に掘立て、これに貫を約40cm 間隔にとおしている。B 1 棟側の柱は貫穴が3段あり、この3段目の貫穴上端よりまだ12cm を残す。この長さをほぼ全長に近いとみると、地上より最上段の上部までの高さ（つまり柵としての有効高さ）は、1.5m（5 尺）あつたことになる。材料の大きさ、構造ともA 2 柵と酷似する。だから貫を長くして連続させればA 2 柵そのものとなるわけである。なお、確証はないが復原案では、柱の頭を山形にとり水切りをつけた。

## 5. 遺構の建築史的意義

ここでは本遺跡の建築遺構が、学術上どのような意義をもつかについて述べることにする。遺構は板校倉構造形式のもの（B 2、C）と、柱立構造形式のもの（B 1）の二種に分けられる。この中後者は柱と梁で軸組を構成し、柱間を壁板とするのであるが、壁板を土中につきたてて並べる手法のものは今まであまり知られていなかった。米代川をはさんで当遺跡の対岸にある小勝田から、文化14年（1817）に偶然出土した埋没家屋とその構造形式がよく似ているという以外に他に比較すべき例がない。それゆえ、後者の構造形式については後にあらためて考えることにして、ここでは前者の板校倉形式のものに関して当建築遺構が提起する諸問題について述べてみよう。

○住居としての校倉造

木材を水平に積重ね組み合せて造った壁体をもつ建築構造を一般に「校倉造り」とわが国では称している。校倉造りは壁体を構成する水平材の形状に従って、

- 1、校（甲）倉……………角材
- 2、丸木倉……………丸木
- 3、板校（板甲）倉………厚板

の三つに分類するのが普通である。これに従えば、胡桃館のB 2、C 遺構は板校倉に当る。上のような分類は、すでに古代から行なわれていたのであって、奈良時代の古文書では「甲倉」「板甲倉」などとして

現われ、平安時代以降は「校倉」「板校倉」と書くようになり、今日に及んでいる。昭和6年村田治郎博士は「あぜくら」という用語は適当でないとして「井籠組壁」と云った方がよいのでないかと提唱されたが、それにもかかわらずその後もわが国の学界では「あぜくら」という名称が一般に用いられているようである。というのはわが国では、遺構や文献・絵画などから知られる限りでも、この種の建築構造をもつものはすべて倉ばかりであったから、「あぜくら」という用語で少しも支障がなかったからである。ところが当遺跡で発掘されたいわゆる板校倉造りであるB2、C遺構のうち、前者は明らかに住居であり後者は少くとも倉でないことはほぼ確かであり、ともに倉庫建築に属さない。これは従来の常識を破るものであって、わが国でもこの種の構造が倉以外の居住機能をもつ建築に用いられていたことを示すものとして重要な意義をもつ。

### ○神宮の建築との比較

現存する板校倉の遺構としては、古いものでは京都府乙訓郡大山崎町にある酒解神社（正しくは自玉手祭来酒解神社）の神輿庫（鎌倉）、奈良県の春日神社宝庫（室町）などがあるし、また民俗的にも長野県佐久地方、山梨県富士五湖地方、京都府北桑田郡京北町などで農家の倉として板校倉が用いられていることが報告されていてかなりの例を挙げることができる。しかし、その中で一番よく当遺跡の板倉遺構と似ているのは伊勢神宮の外宮御饗殿ではないかと思われる（第14図）。もちろん、現在の御饗殿は新しいものであるが、その形式はほぼ上代の古制を保つと考えられている。福山敏男博士によれば、御饗殿を除いて伊勢神宮の内宮、外宮の正殿を含めてのすべての社殿は、柱と柱の間に水平に壁板を嵌め込んだ構造になっているけれども、これは後の改変であって、15世紀以前では内宮外宮の正殿以外の社殿は板校倉の形式をもつものであったという。御饗殿は平面が4m×6mの大きさに平面の前後に両開き戸のついた戸口をもち、地上1.4mの東柱の上に「地の板」（土居桁に相当する）を組んでその上に板校倉を構築する高床式建築である。屋根については比較のしようがないが、軸部だけに限定した場合、御饗殿の東柱を取り去り、地の板の断面寸法を大きくして地上に据えた形は、B2・C遺構の形と極めて似てくるのである。御饗殿では最下層の壁板の端が上層のものよりやや長くなっているが、C遺構でも最下層の壁板だけが長目になっていたようである。またC遺構の玉石の配置が、御饗殿における東柱の配置と原則的に同じであるのも注意される。このように、胡桃館の板校倉造りが伊勢神宮のそれと基本的なところで共通するところが多いことが指摘される。この事実がもつ意味については今後大いに考えられねばならないだろう。

### ○土居について

胡桃館の建築遺材で印象的なのは、地上に太々と横たわる土居の存在である。遺構にみられる校倉造りは高床式のものが多いので、土居式の校倉造りはいささか奇異に感ぜられるのであろうが、今日でも土俗的な校倉遺構には土居式のものがない訳ではない。昔は土居式の校倉造りは少なかったようで、平安時代の風俗を描写しているといわれる信貴山縁起絵巻に現われる長者の米蔵は、土居式の校倉造りになって

いる（第15図）。またこれは校倉造りではないが、粉河寺縁起（13世紀）に見える長者の家の倉が地上に土居を組んでいるのも注目される（第50図）。胡桃館の遺構は、こうした土居式建築の実際を示してくれるのであり、その上この種の建築が住居にも用いられたことを始めて示したのである。

附言すると土居という語は、現在では土居葺とか土居桁（小屋内の桔木を支える桁）など屋根下地の仕様やある種の小屋梁材の名称として用いられることが多い。しかし本来は地上に近く水平に横たわる下部構造材の名称であろうことは語の内容から直ちに想像されることである。高欄の柱を支える水平材を土居桁と呼び、あるいは御帳台の柱下の土台を土居（この場合はツチイという。中村達太郎「日本建築辞彙」）と呼ぶのは本来の意義に相当するものが土居の本義と云ってよいだろう。土居と土台の違いは土居の方が土台よりずっと太いものと考えればよい。詳しくいえば、土台は柱の振れや不同沈下を防止する目的で近世になって考案されたもので土居とは発生的、機能的に異なる。土居は校倉造りでは上部構造を支承する不可欠の部材であり、その成立はおそらく校倉造りと関係するものである。

この他にもとりあげるべき問題もあろうが、以上3点に述べたことからでも、この東北の一隅にある遺跡の建築遺構が、わが国の古代の建築史に少なからぬ波紋を投げかける存在であることが知られるのである。とりわけそれは板校倉造りの系統論とか、東北地方における古代住居に関して大きな意義を持つようになるだろう。（細見啓三・永井規男）

## 4. 出土遺物

この遺跡が知られるようになったのは昭和36年暮からのことである。その事情については本稿の冒頭において前述しておいたとおりである。

さて、昭和36年以降発見された出土遺物については前年度の第1次発掘概報にいちおう網羅してあるので、今次出土のものについてだけ摘記すれば次のごとくである。

### 1. 土器

その殆んどは須恵であった。個体数もごく少ないので列記すると――

- 1) 須恵坏1（B2）西扉内側で黒色粘土上より10cmほど浮いてシラス中より伏せた形でつぶれて出土。復原可能、糸切、墨書あり。口径26cm、高さ12.5cm、底径11cm。昨年C建物内で発見された鉢形須恵器（口径40.8cm、推定高さ17～18cm）の大きさにはおよばないが器形がよく似ている。おそらく両者は同一用途であろう。煮沸用か（第51、52図）。

- 2) 須恵大型容器片1 (B2) 床面付近出土
- 3) 須恵破片 (B2) 炉付近で出土。坏口縁部10。糸切り底部4 (内黒1を含む)。大型坏口縁部2。大型容器口縁部1。その他未詳15。
- 4) 須恵口縁部片1 (B2) 西扉外側トレンチの黒色、粘土より出土。
- 5) 須恵坏口縁部1 (B1) 建物内部中央付近の黒色粘土より。
- 6) 須恵片1 (B1) 建物中央部の黒色粘土床面より。
- 7) 須恵坏片1 (B1) 炉付近より。口縁部に墨書あり。
- 8) 須恵椀1 (C建物) 北東遇土居下より出土。完形に近い。口径11.9cm、底径5.2cm、高さ4.7cm。糸切り。内外面ともに煤が付着し黒褐色を呈する胎土。焼成は不良。
- 9) 土師器破片2 (A地区)

## 2. 木 製 品

- 1) 板札1 (A3) 柵列の南部 (北端より数えてNo.31とNo.33の杭の間) 黒色粘土層上面 (現地表下1.70m) で出土。一辺10cm、5mm前後の正方形を呈し、四隅には径4mmほどの小穴が穿かれています。木釘がうたれている。(第53、54図)
- 2) 棒状杉串1 (B1) 東壁外側の黒色粘土床面上で出土。
- 3) 鞘状木製品1 (B1) 鞘状の片側半分 (第55図)
- 4) 棒状木製品17 (B2) 南西隅内側の炉付近で出土。棒状3、串状のもの2、箸9、不明破片3。大部分は折れている。(第56図)
- 5) 木器破片1 (B2) 西壁側の黒色粘土上に接して出土。用途未詳。
- 6) 鋸状木器1 (C地区) 南側土居の南前面にある大形玉石付近の黒色粘土表面で出土。長さ11.2cm 幅1.2~0.8cm、厚さ0.3cm。7カ所に凹凸があり、その部分は表裏ともに焼痕がある。(第57、58図)
- 7) 棒状木製品1 (C建物) 東側土居付近の黒色粘土表面より出土。長さ15cm、幅2.2cm、厚さ0.8cm。先端が両側より鋭角に削り取られている。

## 3. そ の 他

- 1) 胡桃殻1 (B2) 南西隅炉付近で出土。
- 2) 胡桃殻破片若干 (C地区) 南側土居の南前面に設けられた雨落のなかで出土。
- 3) 木屑若干 (B2) 出土場所は前に同じ。
- 4) 木炭屑若干 (B1) 建物中央部で出土。

5) 綬若干 (B 1) 北東隅内側付近で 1 m 四方にわたって黒色粘土表面に分布していた。また B 2 建物南東隅内側付近にも同様の広さで分布していた。(板橋 源)

#### 4. 植 物 体

第二次の胡桃館埋没建物発掘に際して、収集されたものや、観察した植物体等について、ここに報告する。

##### 1. モ ミ 穀

モミ穀は、B 1 と B 2 との建物内部の生活面から、ほぼ径 1 m 位の円形をなして、局部的に出土した。B 1 では、東北部のすみ近くに厚 1.5 cm の層をなし、上層はモミ穀で、下層は黄褐色を呈していた。B 2 では、南東部のすみ近くに厚さ 0.5 cm 位の層をして、B 1 のような、黄褐色の層が認められず、モミ穀を主とするものであった。

モミ穀は、いずれも著しく大小に破壊されていた。建物の中において、モミからモミ穀の生ずることとしては、ネズミの食害によるとき、穀臼の如きものによるとき、臼にモミを入れて、杵でつくときなどである。ネズミによるものは、モミ穀の一部が、かみきられて、玄米にあたる部分が、抜きとられるので、その場合に生ずるモミ穀は、大形をなしているのである。穀縦によるのは、穀は縦に破れていて、長い大形をなしている。臼の中で杵でつかれたものでは、その形は、大きいものから小さい粉状の、破片まで生ずるにいたるのである。出土したモミ穀は、上記の最後の方式によって、生じたもののように推定される。

次に、B 1 の下層の黄褐色のものは、小片粉状のものが集まったもので、発掘人夫達は、アワではないかといっていたものである。これについて検鏡の結果では、細かいモミ穀のもの他に、大部分のものは、玄米の表層に入るコヌカの成分に属するものであった。古くは、モミを臼に入れ杵でついて、脱稃(ぶ)から精白にいたるまでの工程を、この一貫作業で行ったものであるといわれている。この種の作業が、これらの建物の中で、行われた結果によるものではなからうか。平山次郎、市川賢一の両氏による「1000年前のシラス洪水」(地質ニュース、第140号)の引用に、胡桃館の埋没と同時代と考えられている。七座の埋没家屋からは、臼と手杵が出土したというが、これからしても、上記の推定がゆるされるのでなからうか。

モミを臼に入れて杵でついて生じたところのモミ穀・コヌカの混交したものが白米、どんな方法で分離して、白米をえたのであろうか。これにはミによったかどうかについては、不明であるが、当地方の山間部には簡便な方法として昭和の初期頃までは、ムシロを利用して、風を起してミを代用とした作業が行なわれていたといわれるが、このような方法によったものかも知れない。これについては、ここでは詳述しない。

## 2. A3 の 柵 列

A2の柵の中央部から、南につらなる柵列が、今回の発掘で、明かとなつたのである。ここに用いられている木材は、いずれも原木を割裂して作られたものであった。A2の柵から数えて、1、2、4、17～24、38（最終の杭木）の杭木は、クリ材であった。他の杭木と、これらの横木は、皆スギ材であった。杭木に横木はミズナラと考えられる樹皮を用いて、固く結びつけられていたのである。ミズナラの樹皮を用いて、垣根を結びつける方式は、現在、鷹巣町のある山間部には、行われているものである。ミズナラの樹皮のタンニンの成分が、腐朽を防止するに、役立っているようである。

一般に樹皮の剥皮は、春から初秋の頃までよくできるのであるので、この柵の構築は、剥皮の容易にできる頃に、行われたものであらうと推定されるのである。

また、A3の1、2の杭木には、角孔がうがたれていた。この2本の杭木には、A2に達するところの長い可動の貫が装置されていた。これよりすると、この部分を、必要に応じて、開いて通行したもののようである。

## 3. そ の 他

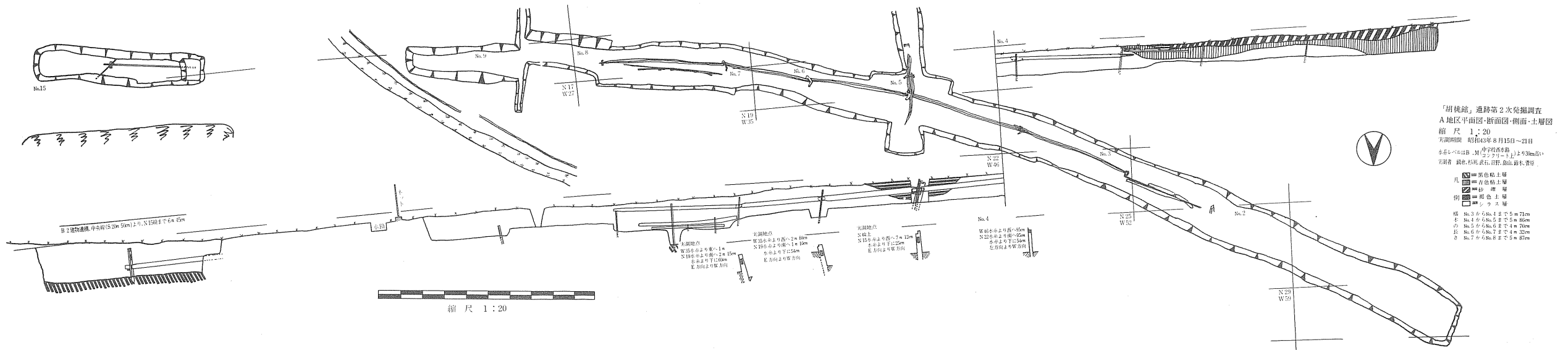
A1附近のシラス層の底部に、ほぼ北西の方向をとって、長さ3m位に太さ15cm位の樹種の不明の広葉樹の腐朽した丸太が横たえていた。この木の北側に接触して、長さ1m余りに、太さ4cm位の一見棒状の小幹のものが、ほぼ垂直に立ってあった。この木の心材は著しく黄色であったことと、この木をいじった手には、かぶれを生じたことなどよりして、ウルシ（ママウルシ？）であらうと推定される。

A3のシラス層からは、ブナの実が1ヶ出土している。また、B2の炉跡の周辺の一部からは、クルミの殻が出土しているようですが、これについては観察しておらないので、詳述することができない。

クルミの殻以外のものは、上流地方から流下したものであらうと考えられる。

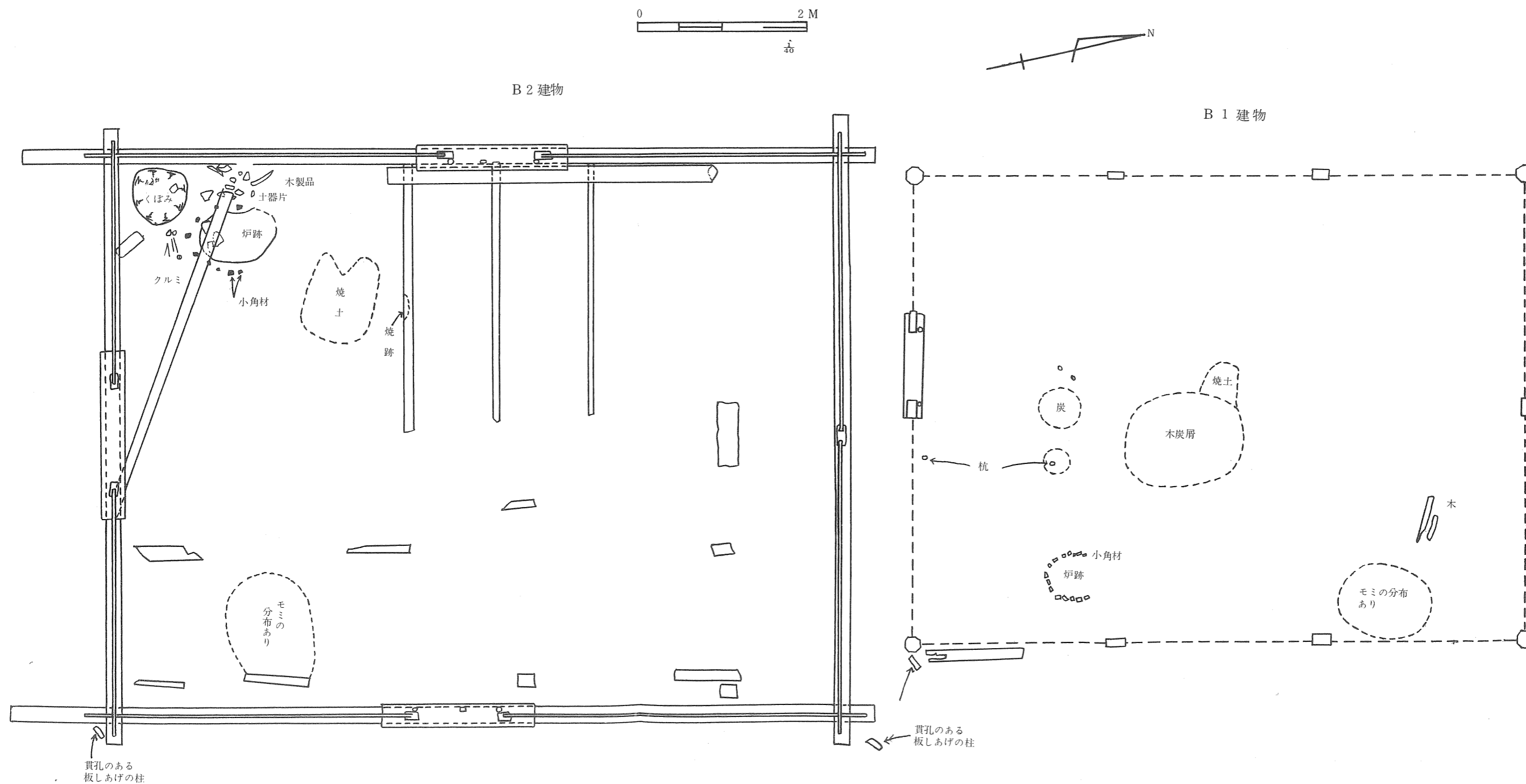
（松 田 孫 治）

第5图 A<sub>2</sub>地区平面断面侧面土层图

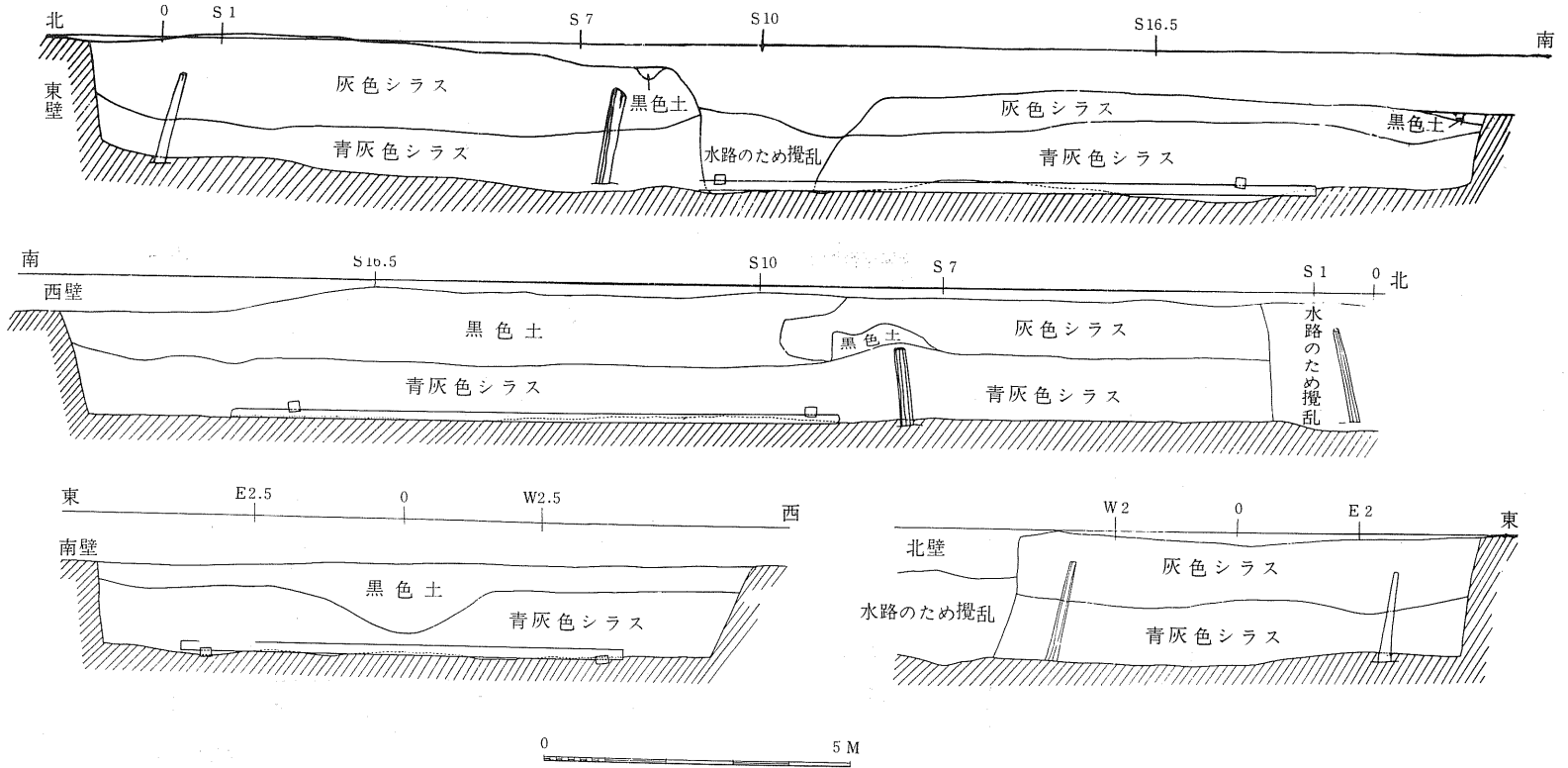




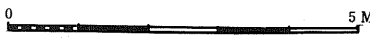
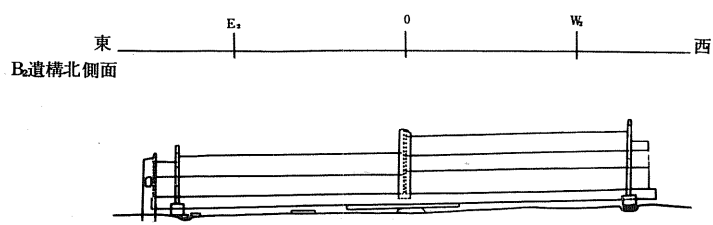
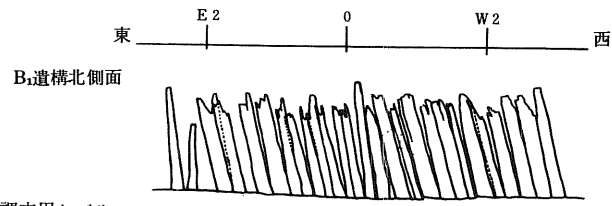
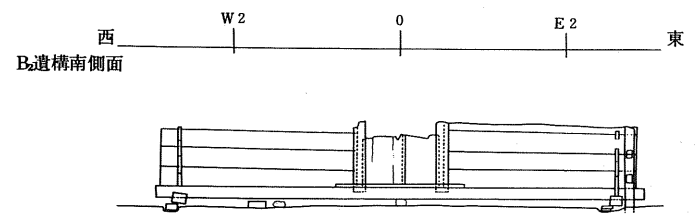
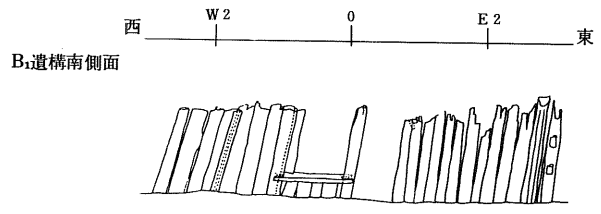
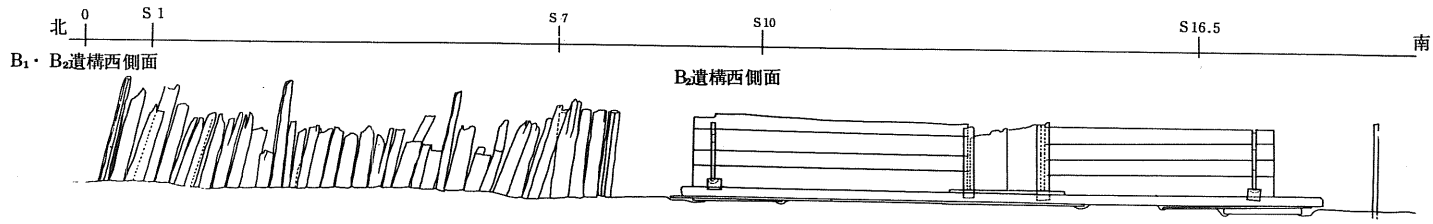
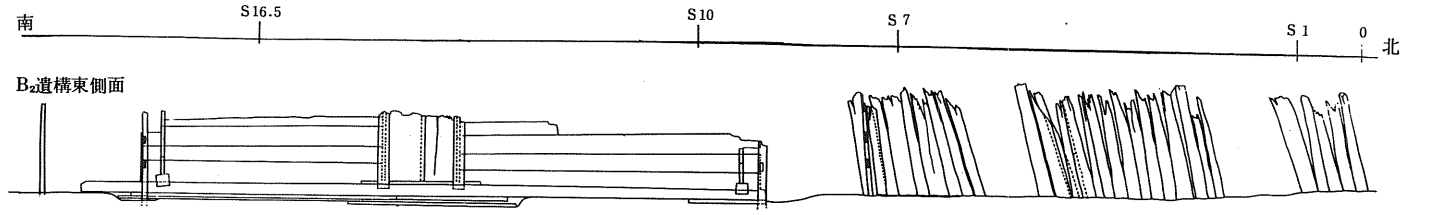
第6図 B地区平面略図



第7図 B 地区 土層図



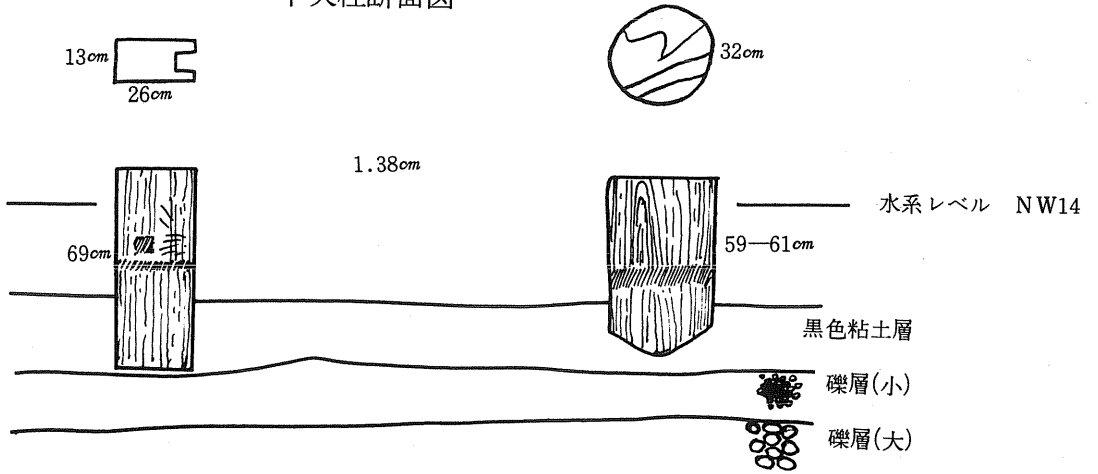
# 第8図 B<sub>1</sub> B<sub>2</sub>遺構側面図



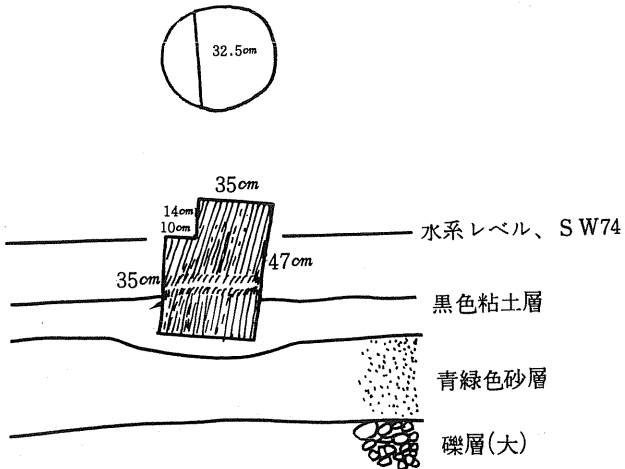
備考：水系の高さは調査用レベル  
 原点 (2M×592) + 1 M 0 0  
 の高さを示している。  
 水系上に示してある数字は  
 平面実測の水系位置を示し  
 たものである。

第9図 C建物内の柱様部材実測図

中央柱断面図

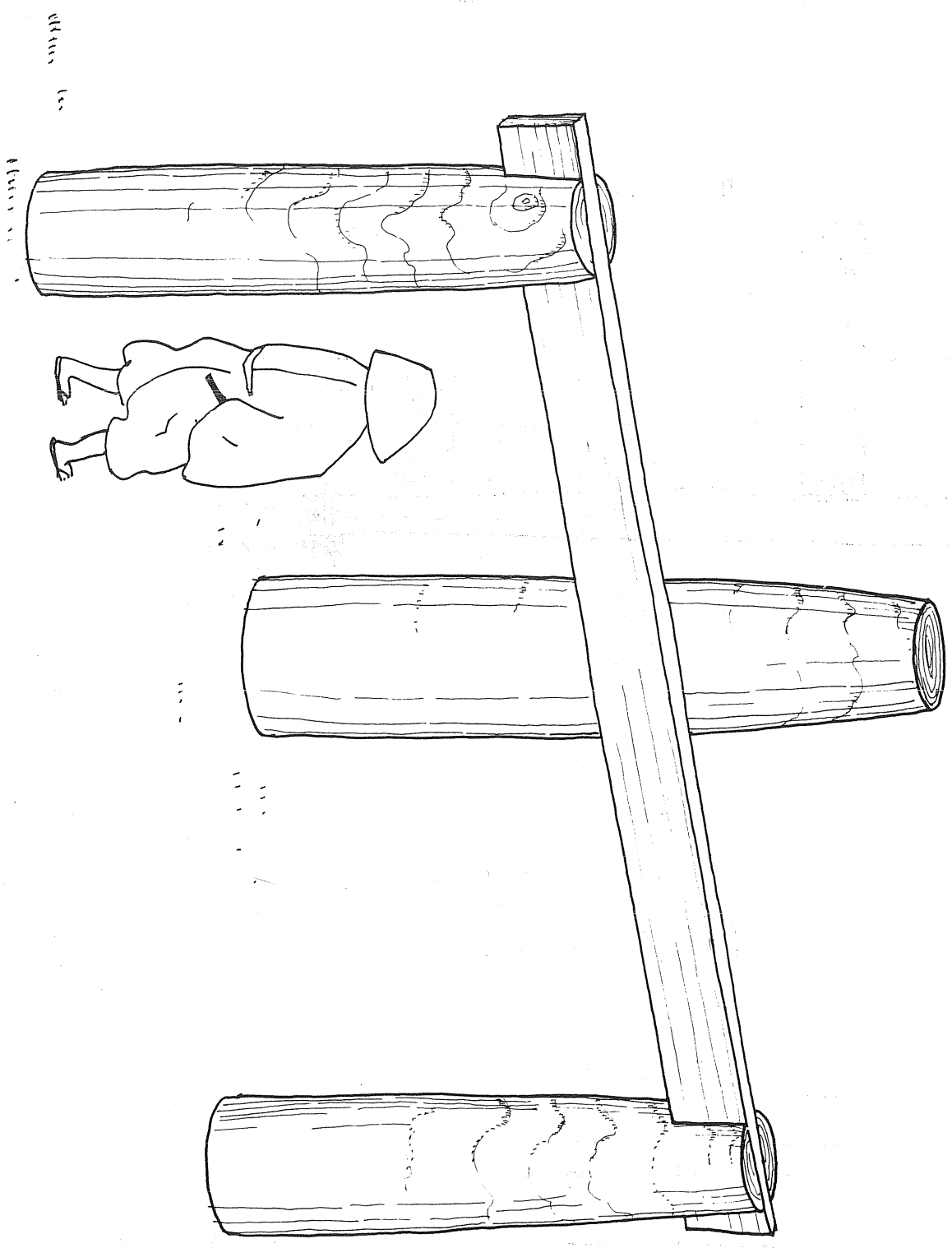


北西部柱断面図

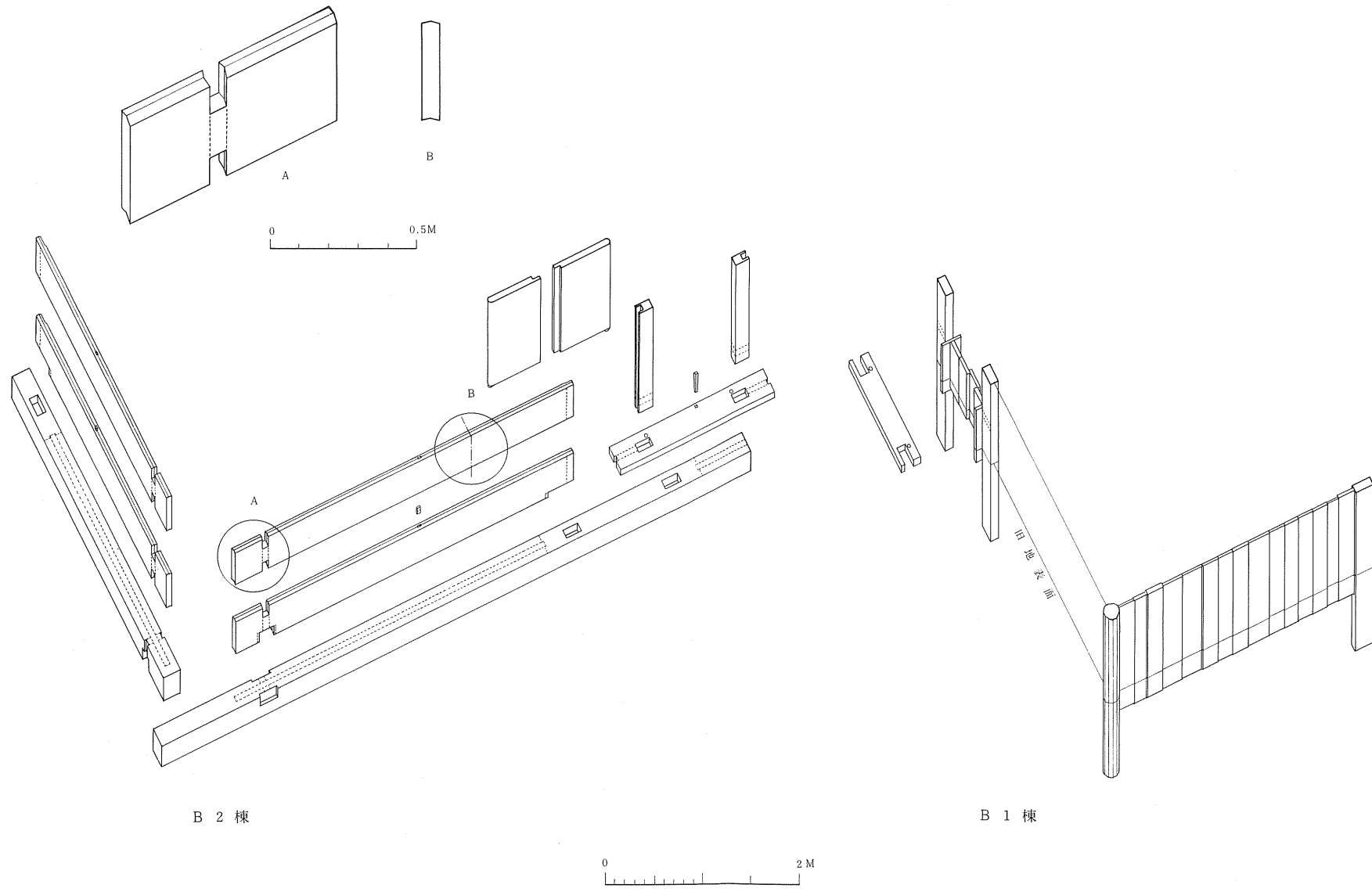


縮尺  $\frac{1}{20}$

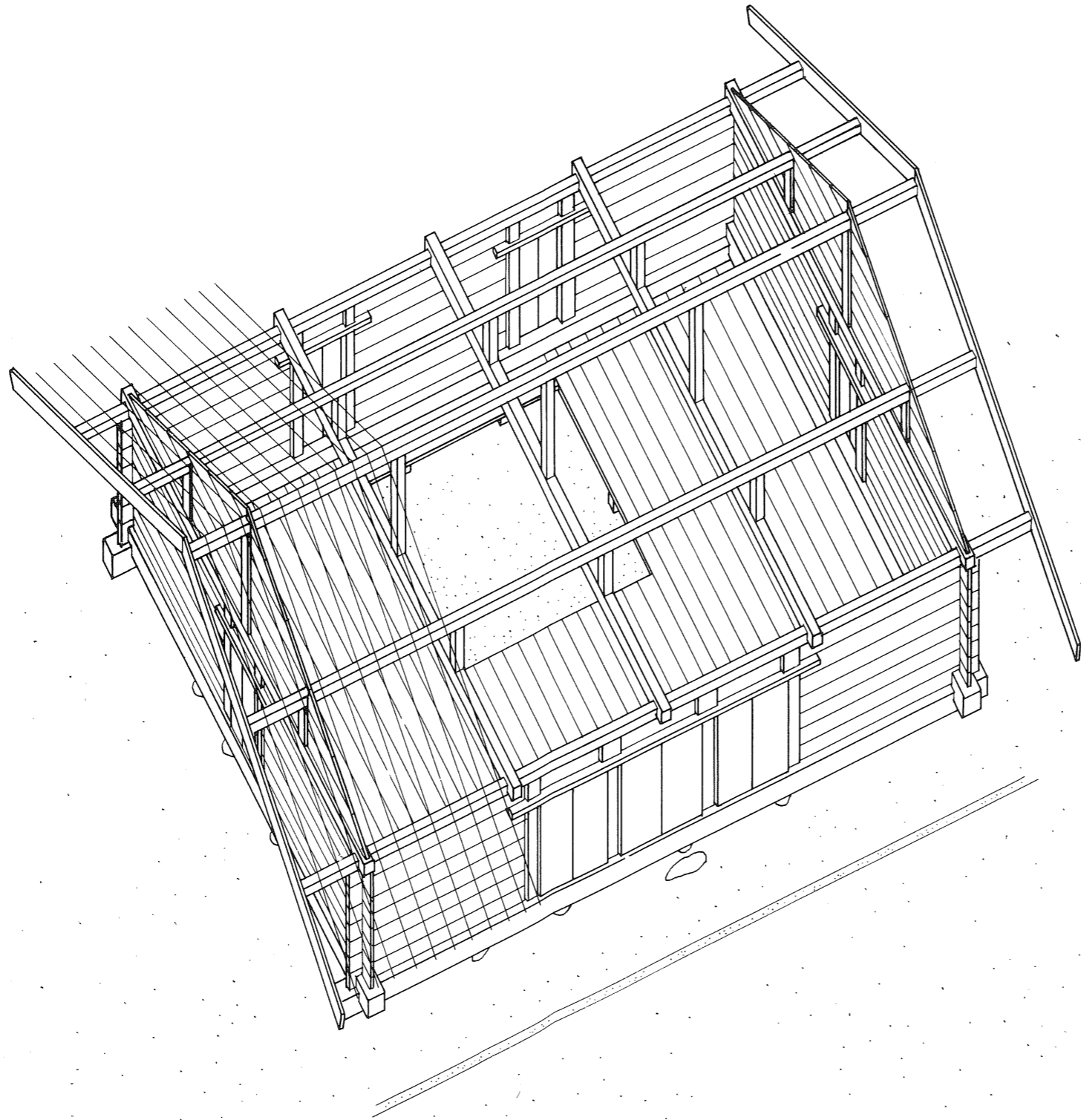
第10图 A, 東柱群遺構推定復原図



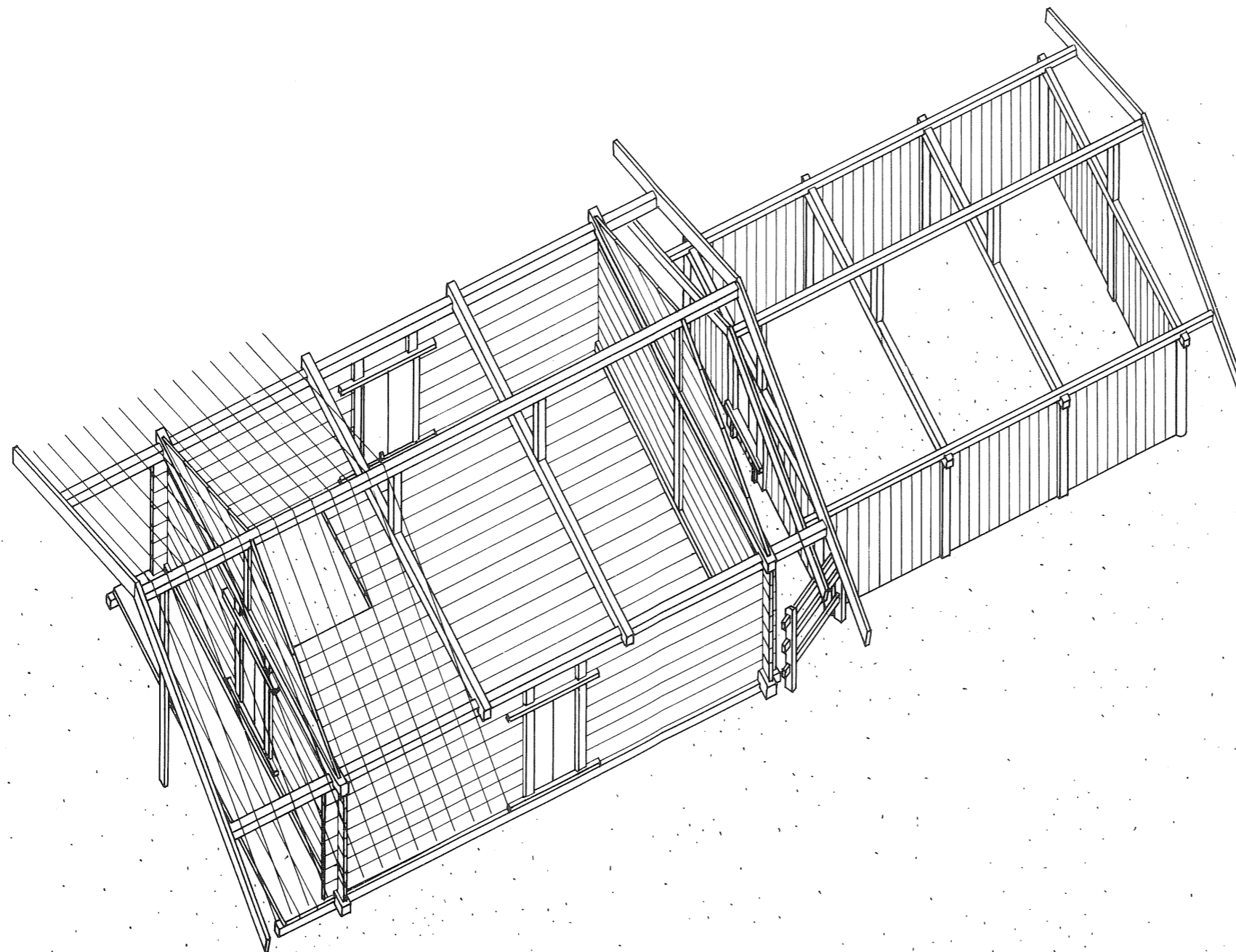
第11図 仕口分解図



第12図 C 建物復原図  $\frac{1}{100}$

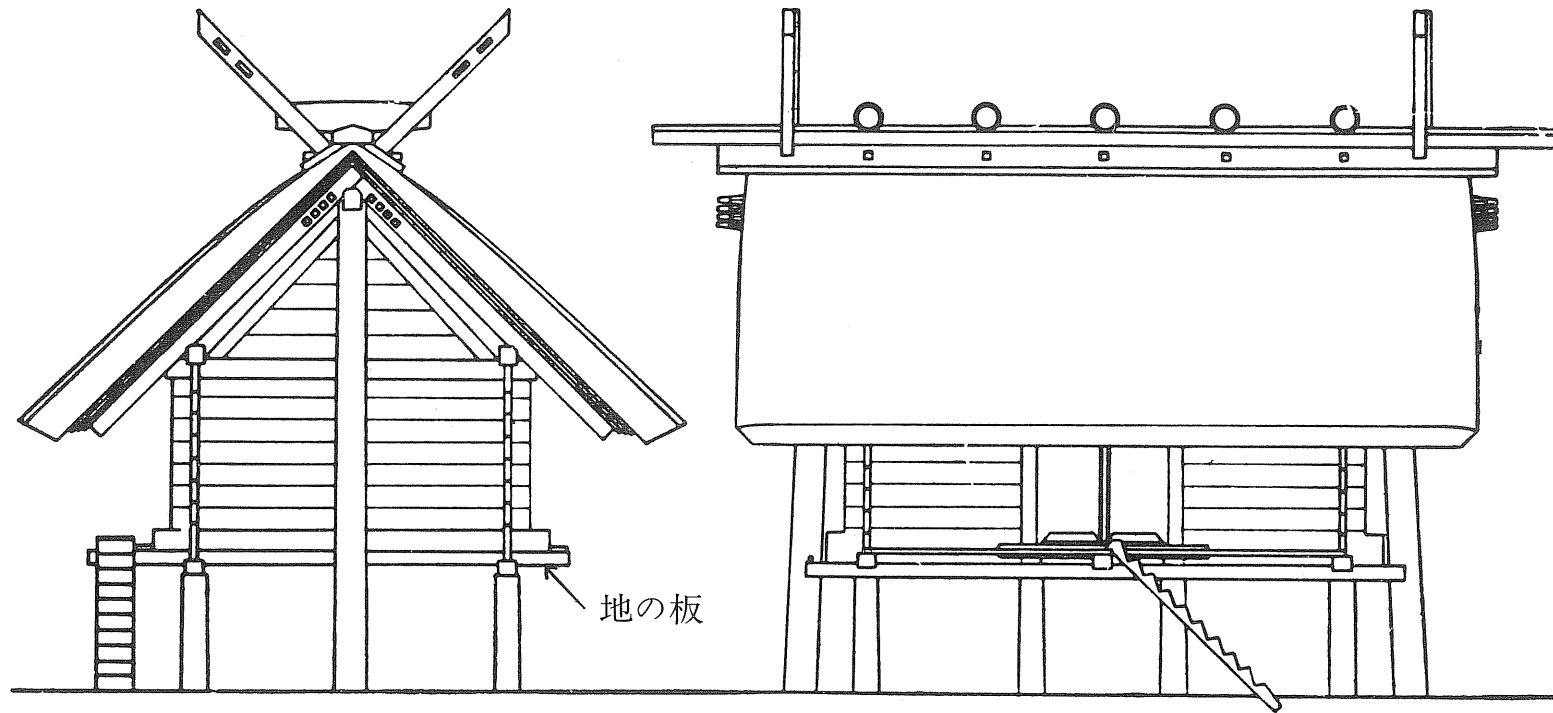


第13図 B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>建物復原図



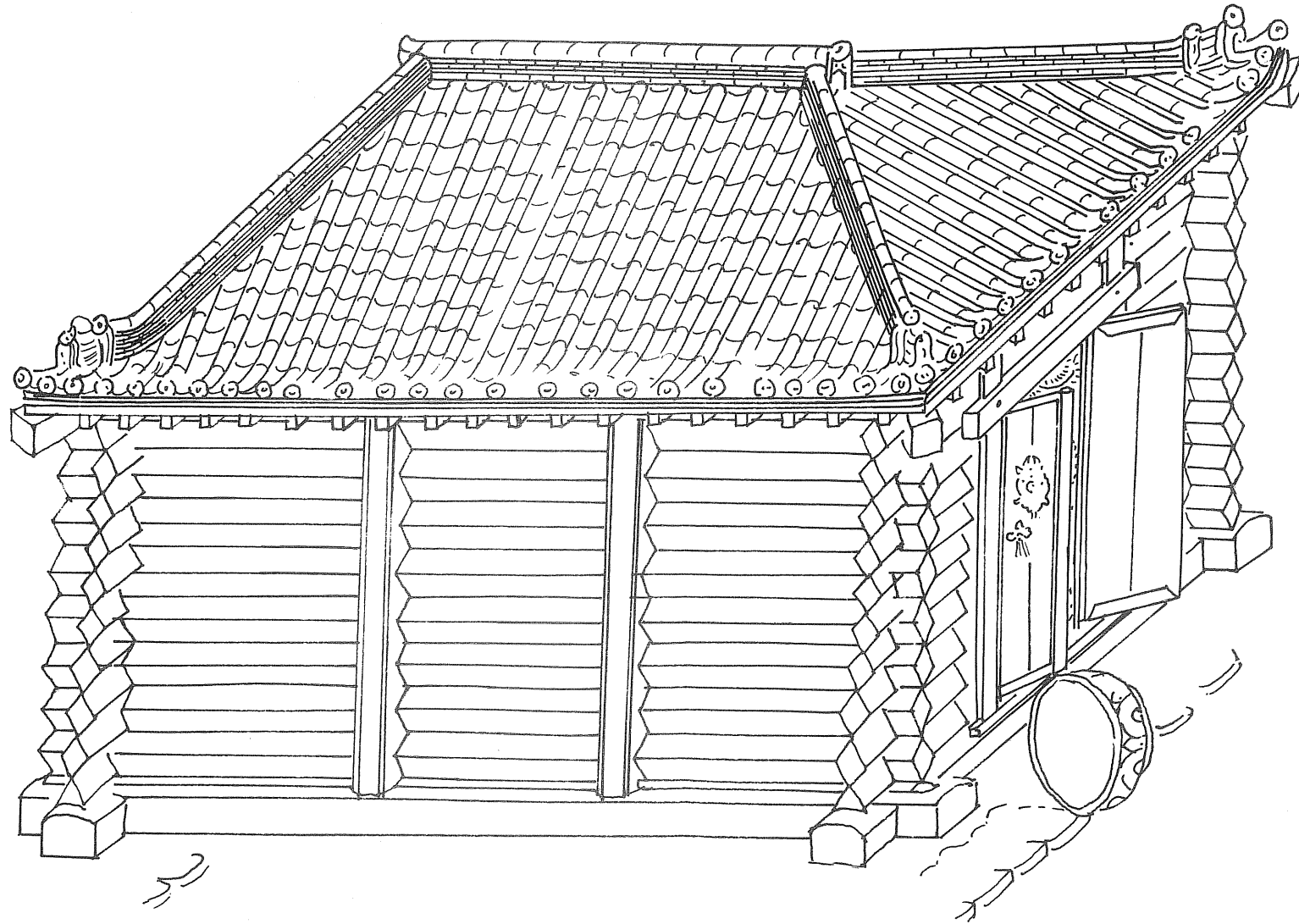


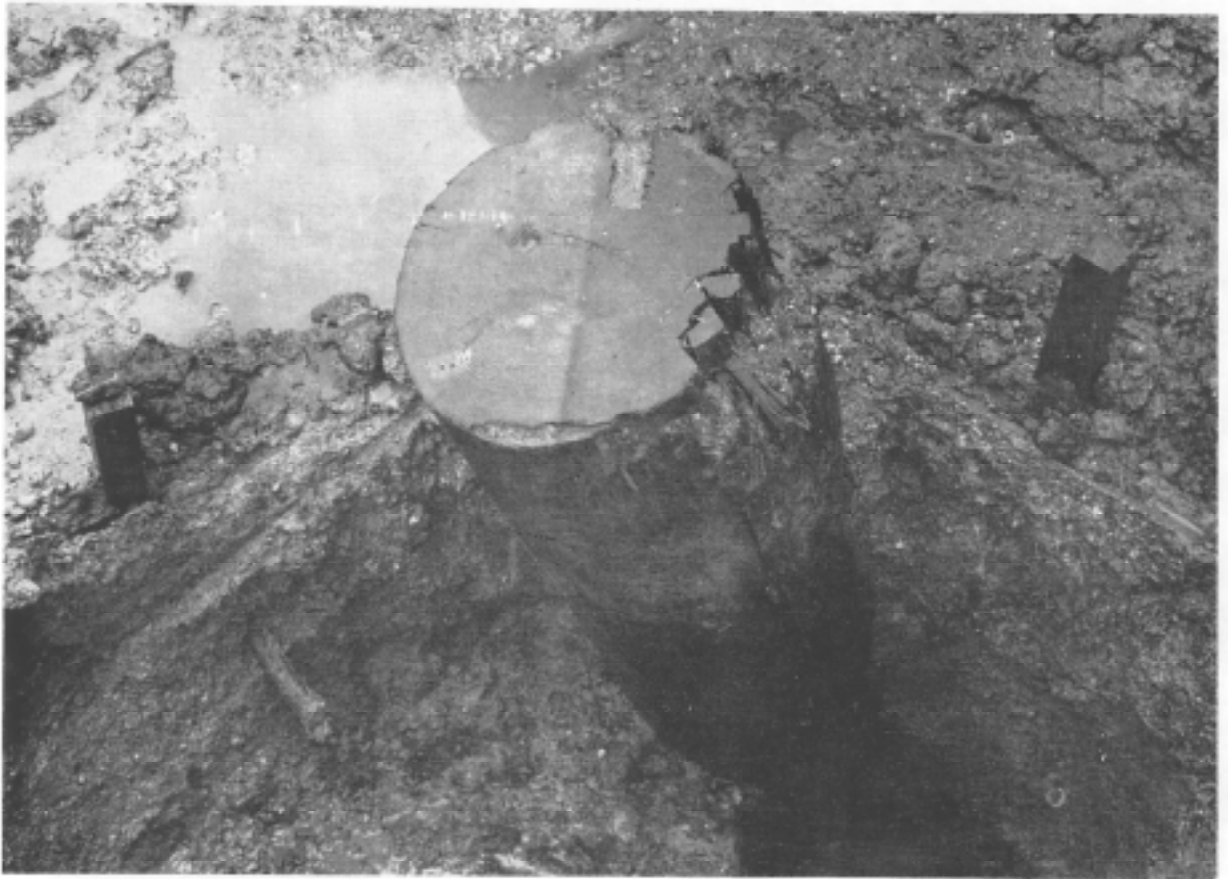
第14図 伊勢神宮外宮御饌殿図



第15図

信貴山縁起絵巻に見える長者の家の米倉が、まさに飛び行こうとするところの図。土居とそれをうける敷石の描写に注意されたい。





第 16 図 A 1 柱 写 真 西 2 号柱である



第 17 図 A 1 柱 写 真 東 3 号柱である



↑  
第18図

A2 欄列写真(1)  
西より東方にのぞむ。金網柵は野球場のものである。  
遠景の建物は鷹巣中学校々舎。



←  
第19図

A2 欄列写真(2)  
東より西方にのぞむ。



第20図 A2 柵列写真(3)  
東北より西南方にのぞむ。手前から数えて3本目の柵柱がA  
3柵列との結合場所になっている。



第21図 A2 柵列写真(4)  
A2柵列から分岐してA3柵列が南方(向って左手)に延びて  
行く結合場所を東北からみたものである。

→ 第22図

A2柵柱と横木との  
組合せ写真(1)



← 第23図

A2柵柱と横木との組  
合せ写真(2)



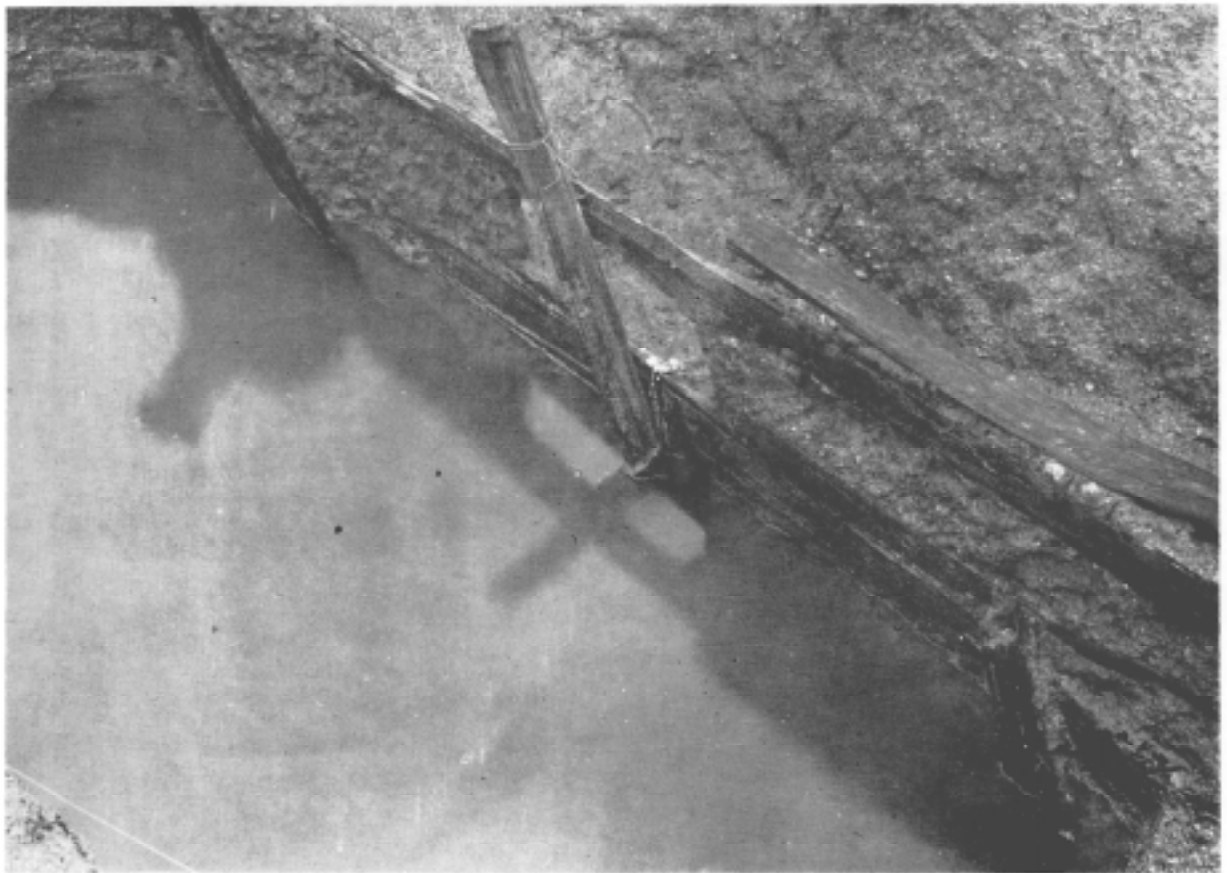
第24図 A2柵列とA3柵列との結合写真

左手から右手にのびているのがA2柵列(東西方向)で、それから手前に向ってのびているのがA3柵列(南北方向)である。南から北方にのぞんだ写真。

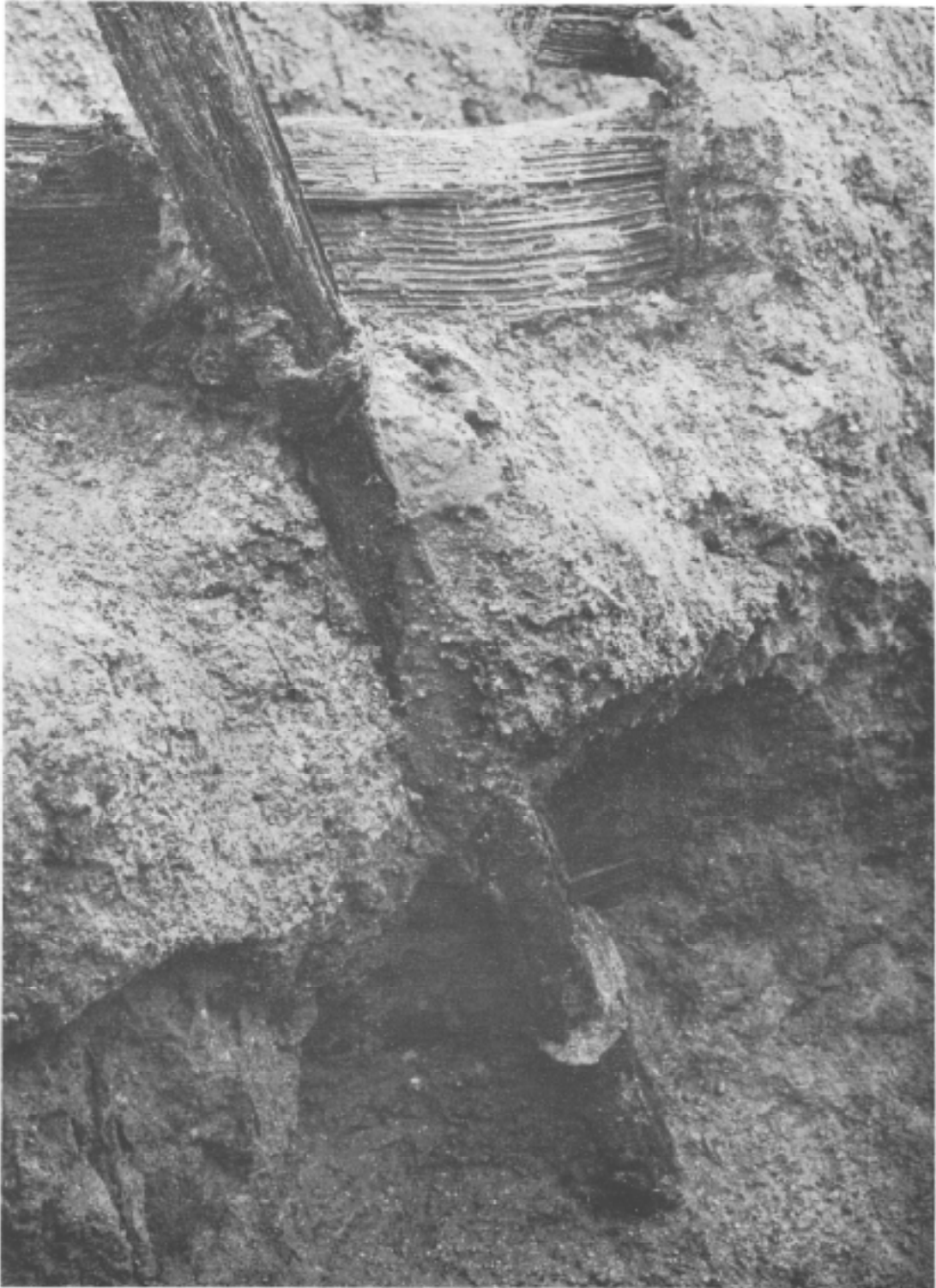
第25図

A3 柵列写真

北より南方にのぞむ。手前にみえているのがA2柵列(東西方向)で、そこから遠く(南方)へのびているのがA3柵列である。

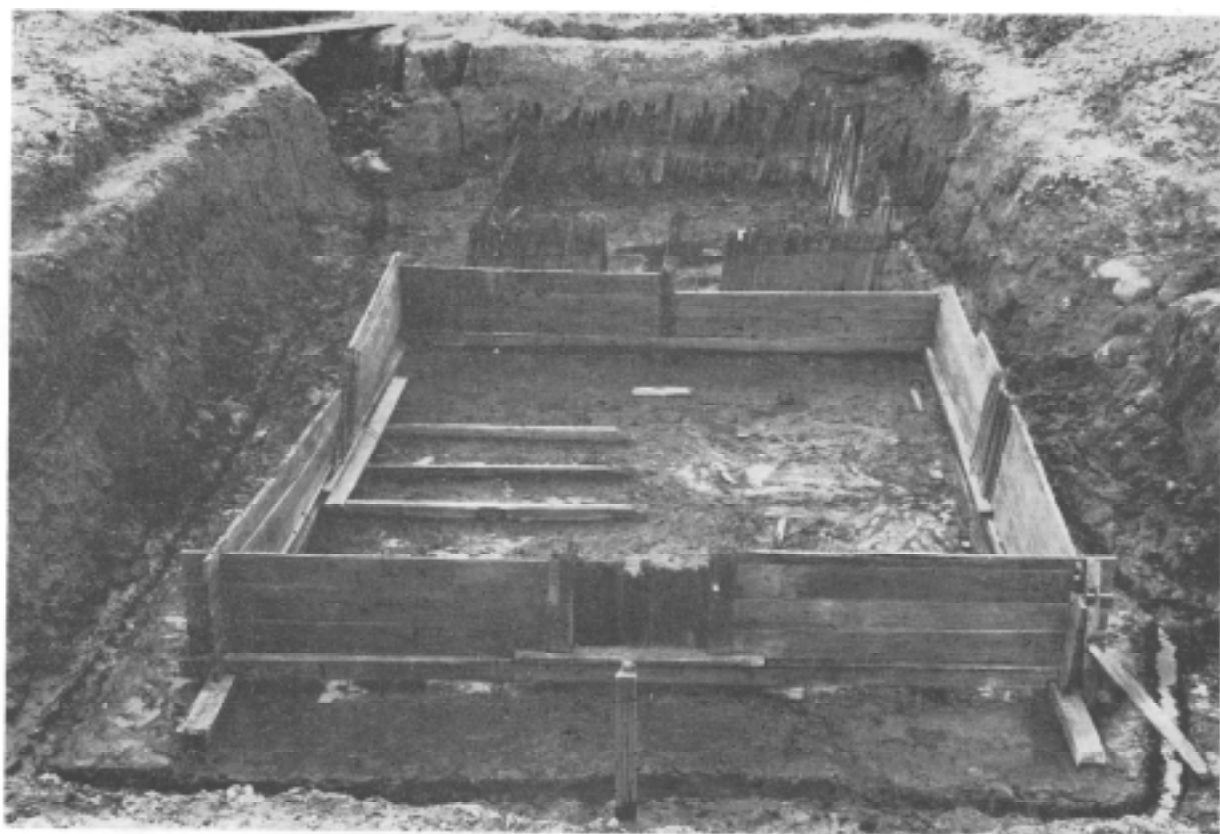


第26図 A3柵列の部分写真  
細い柵柱に横木を植物のつるで結びつけてある。



第 27 図 A 3 葛のむすび目（出土状況）





第28図 B地区写真(1)  
南より北方にのぞむ。前景建物がB2、遠景がB1。



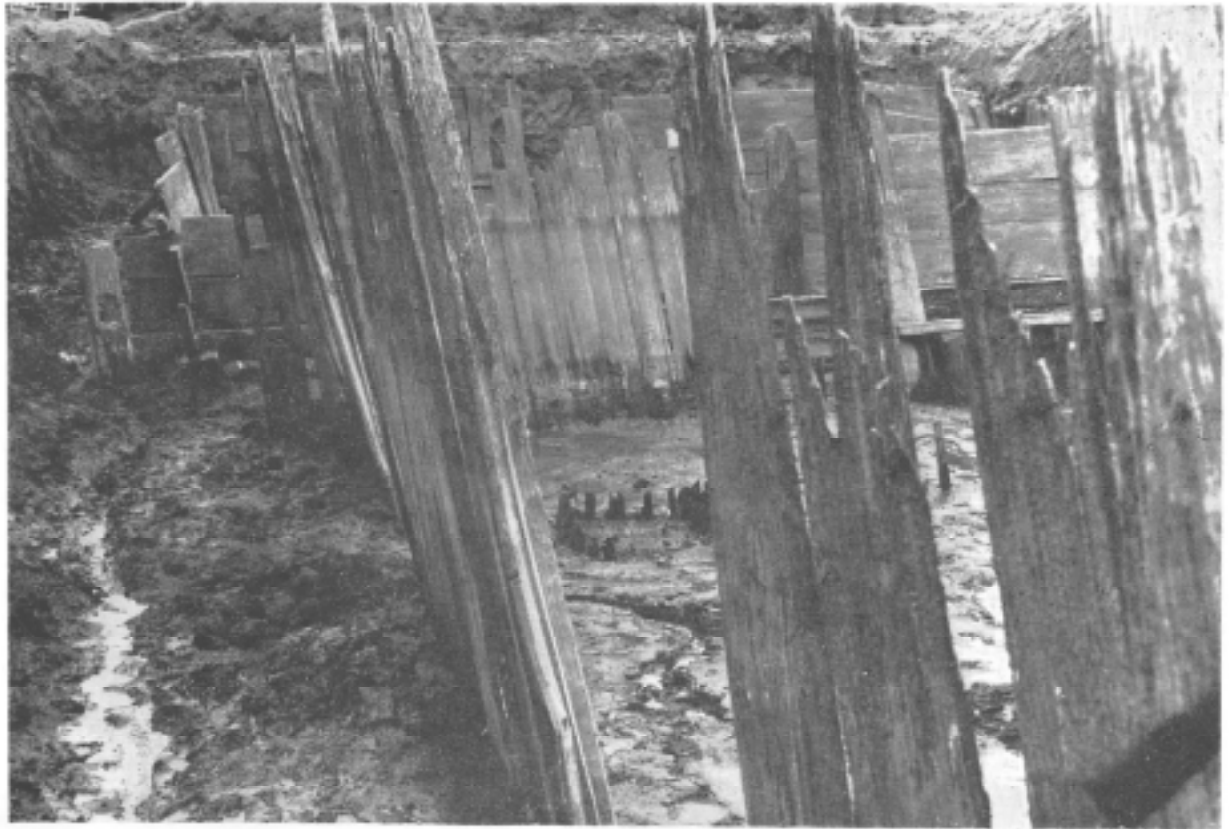
第29図 B地区写真(2)  
北より南方にのぞむ。前景建物がB1、遠景がB2。



第 30 図 B 1 建物の柱・壁板の掘立状況写真



第 31 図 B 1 建 物 写 真 (1)  
北から北東隅をのぞむ。近景の壁板列は、この建物の  
北側の一辺である。



第 32 図 B 1 建 物 写 真 (2)  
B 1 建物の東側壁板列を北から南方にのぞむ。遠景に一部  
みえている壁横板の建物は B 2。



第 33 図 B 1 建物内部土間の遺構写真 (1)  
北からのぞむ。



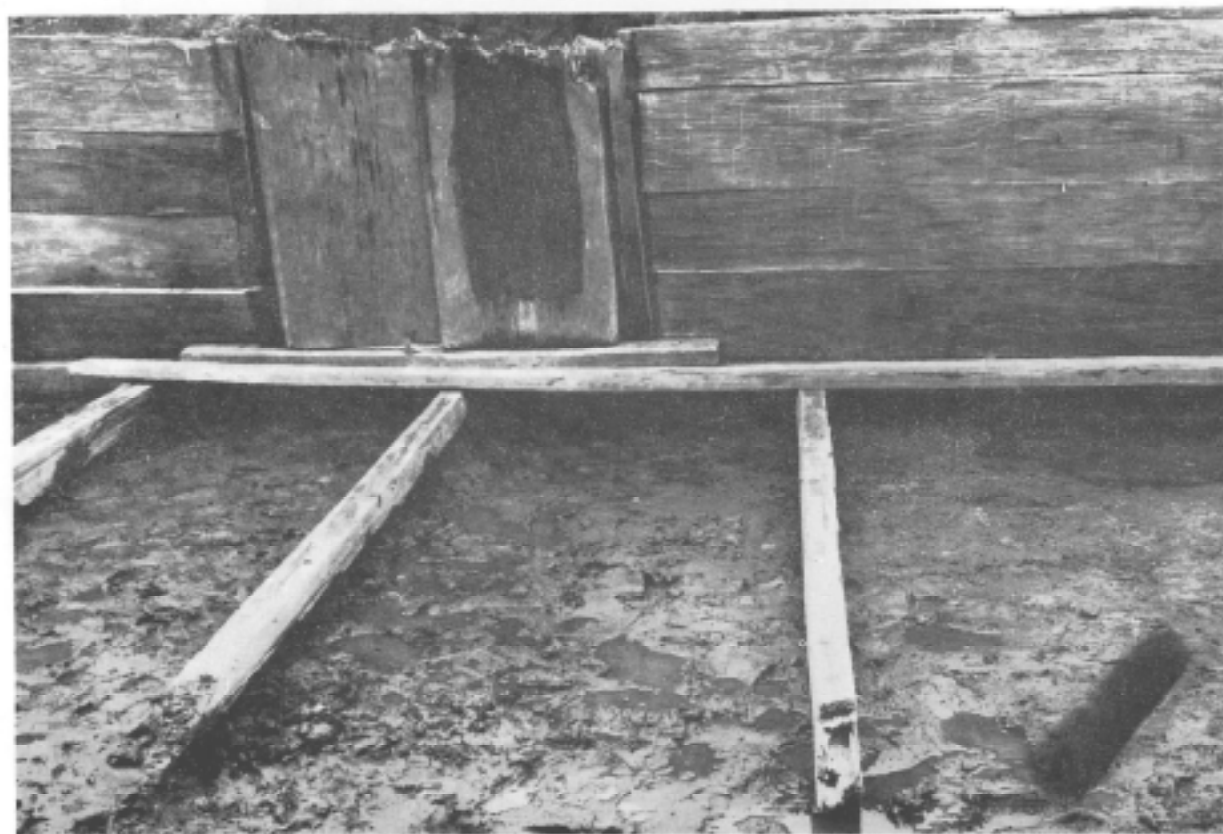
第 34 図 B 1 建物内部土間の遺構写真 (2)  
南よりのぞむ。



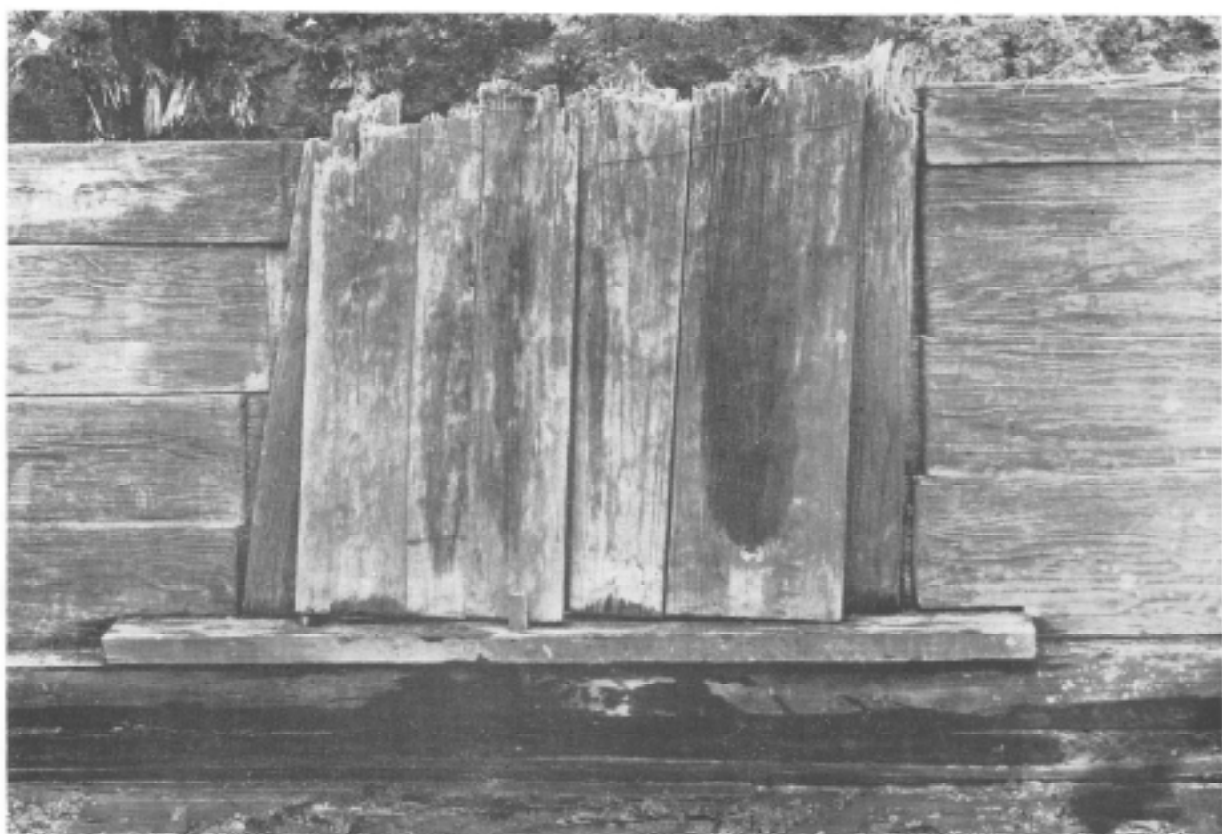
第 35 図 B 1 建物の南戸口写真  
B 1 建物の内側より南方にのぞむ。



第36図 B2建物写真  
西北方よりのぞむ。近景の隅はB2の北西隅で、遠景の土居  
(東側)の据えかたが見えている。内部には根太材も見えて  
いる。



第37図 B2建物の床板を敷いた根太材写真  
板跡は西割戸口のものである。



↑ 第38図

B2建物東戸写真  
内側中央に戸締り用の栓がみえている。



← 第39図

B2建物内南西隅の遺構写真  
竈跡・伊跡・用途未詳の窪み穴  
がみえている。土器片、木管の  
残片などもみえている。



← 第40図

B2建物内の土  
器出土写真

第41図

B2建物の棟持柱写真(1)  
向って左手(南方)に1本立っ  
ているのが、それである。



第42図

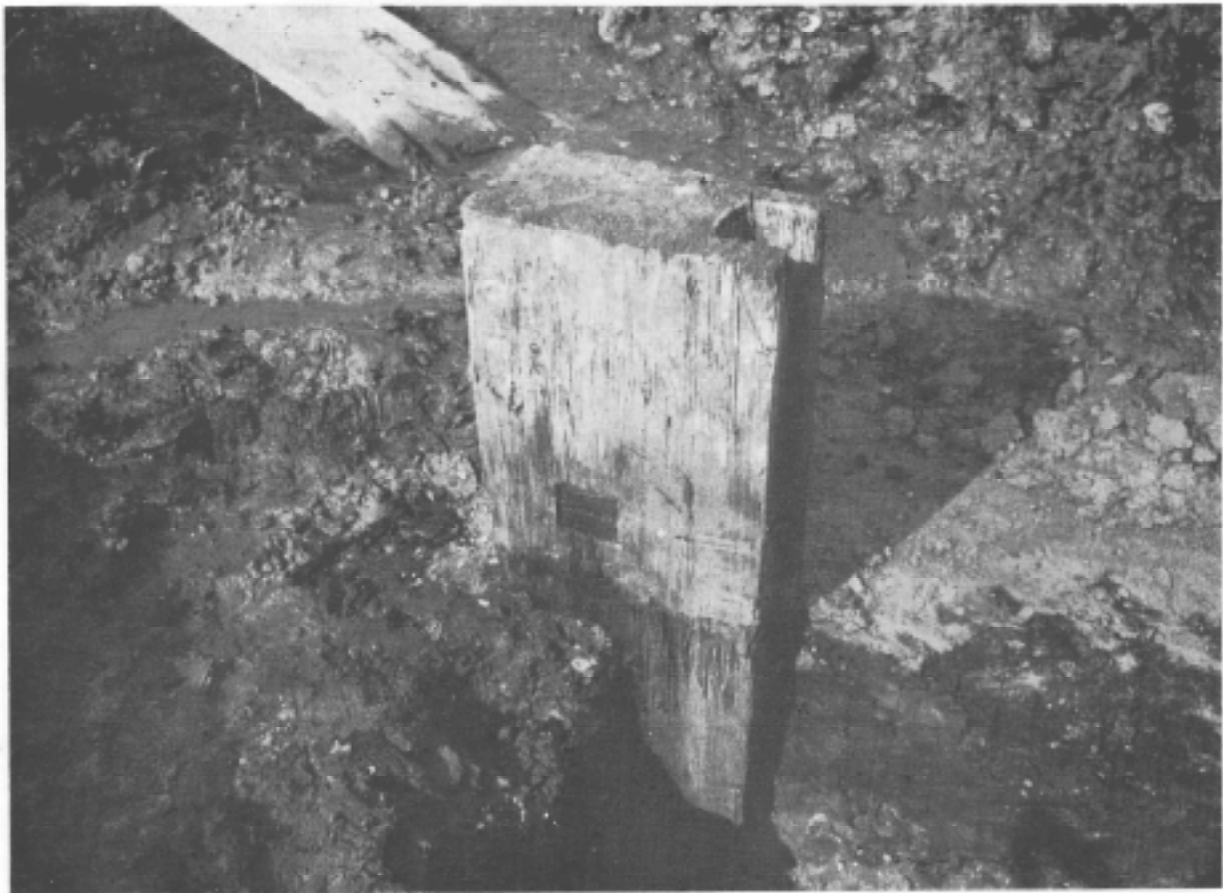
をみたもの。  
建物内部から南戸口を通じて棟持柱  
B2建物の棟持柱写真(2)



第43図 B2建物内、床根太下削い物、  
他材の断片が利用されている。

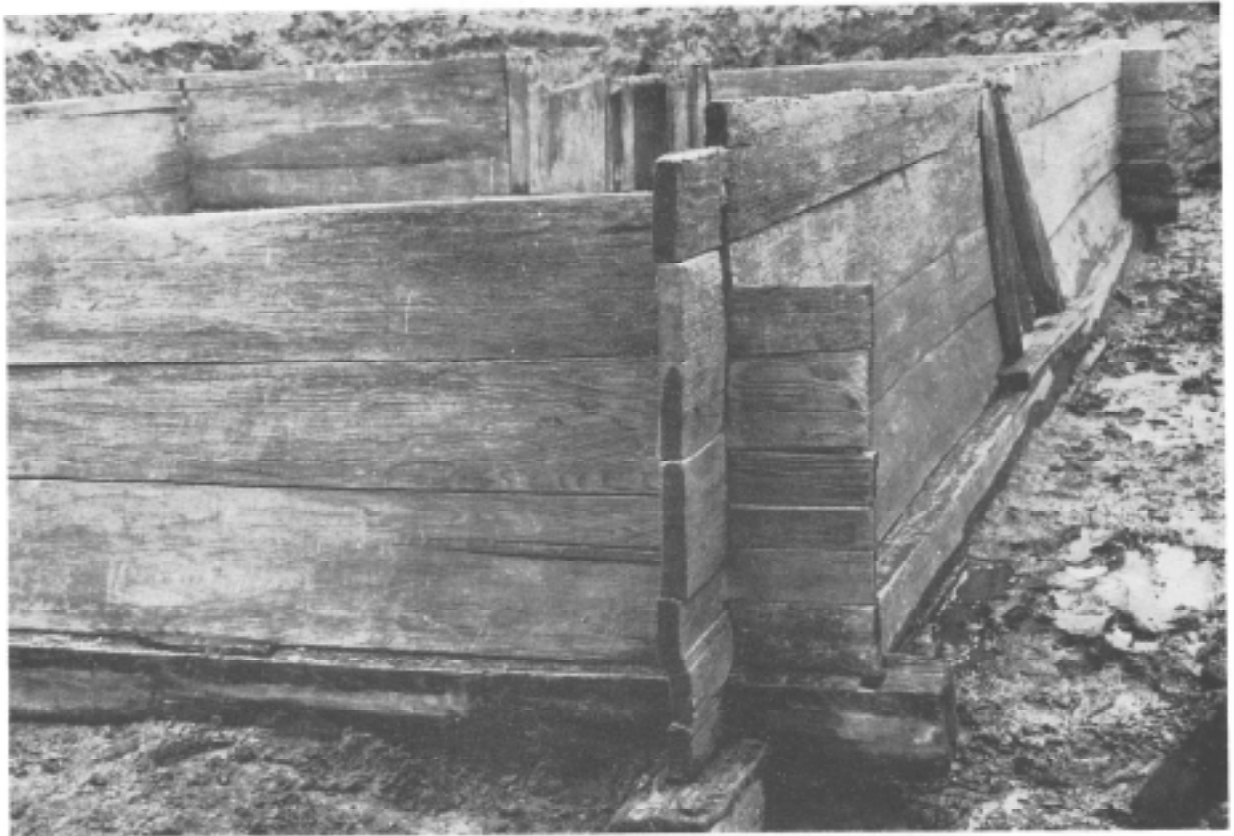


第 44 図 C 建物南前方の雨落写真  
西から東方にのぞむ。



第 45 図 C 建物柱様材、方立断片を利用  
する。方形の埋め木もある。





第 46 図 B 2 壁板隅部分組合せ工法写真 (1)  
北西隅を北からみたものである。



第 47 図 B 2 壁板隅部分組合せ工法写真 (2)  
西南隅を西からみたものである。したがって右手 (南) に  
南戸口、南戸口のさらに右手 (南) に棟持柱の一部もみえて  
いる。



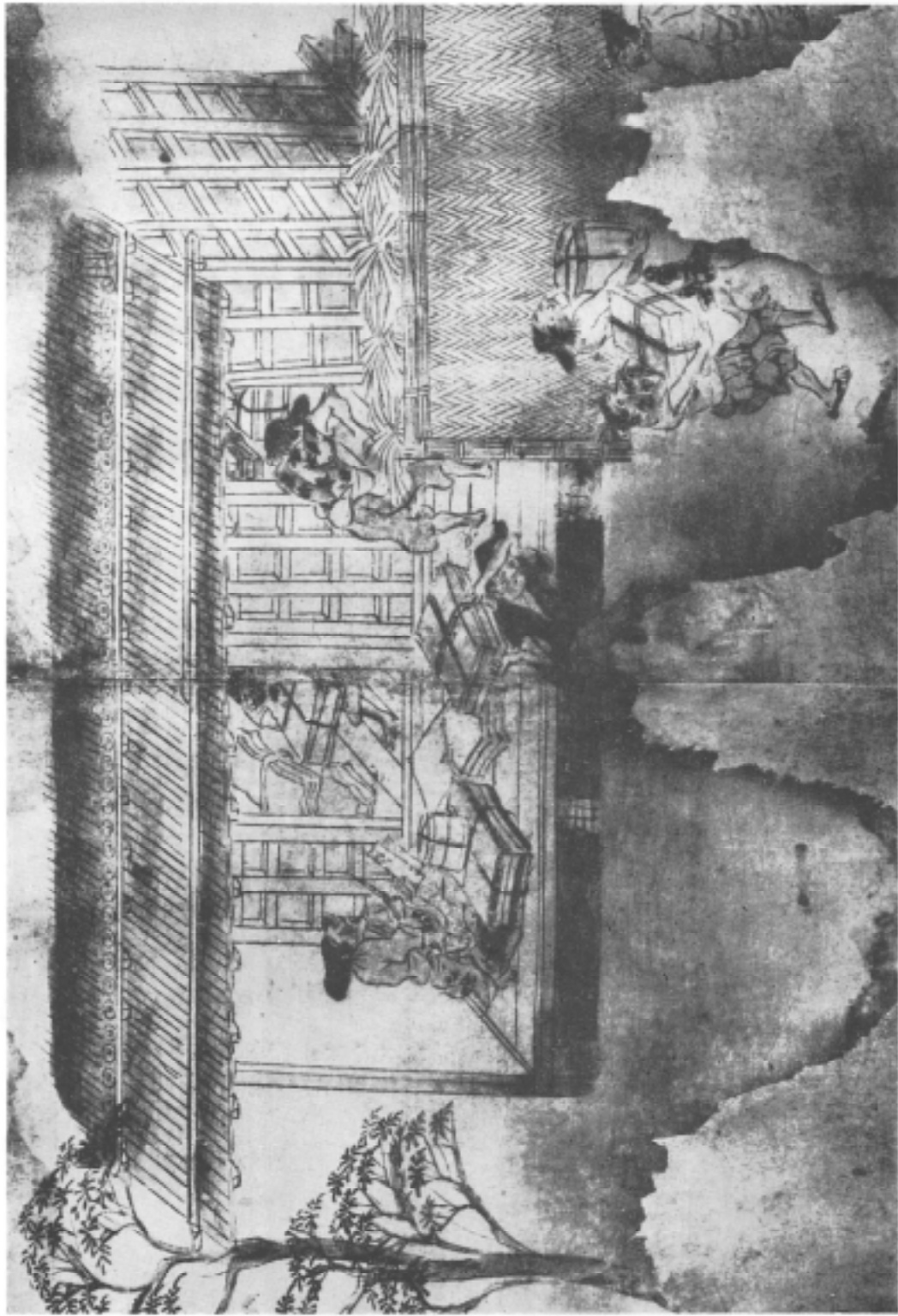
第48図

B1棟・B2棟間の柵手法写真(1)  
近景はB2棟北東隅の傍に立つ柱、遠景にみえる柱は  
B1棟東南隅の傍に立つものである。

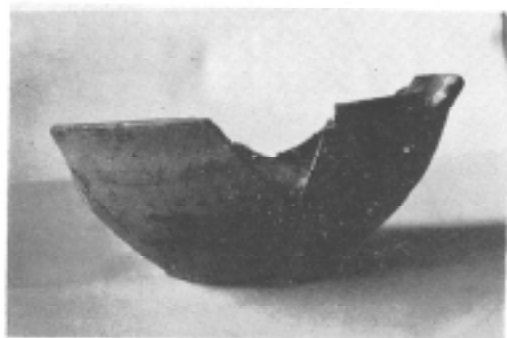


第49図

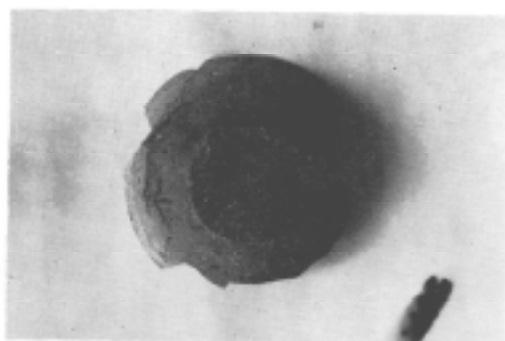
B1棟・B2棟間柵の手法写真(2)  
B1棟東南の傍に立つ柱



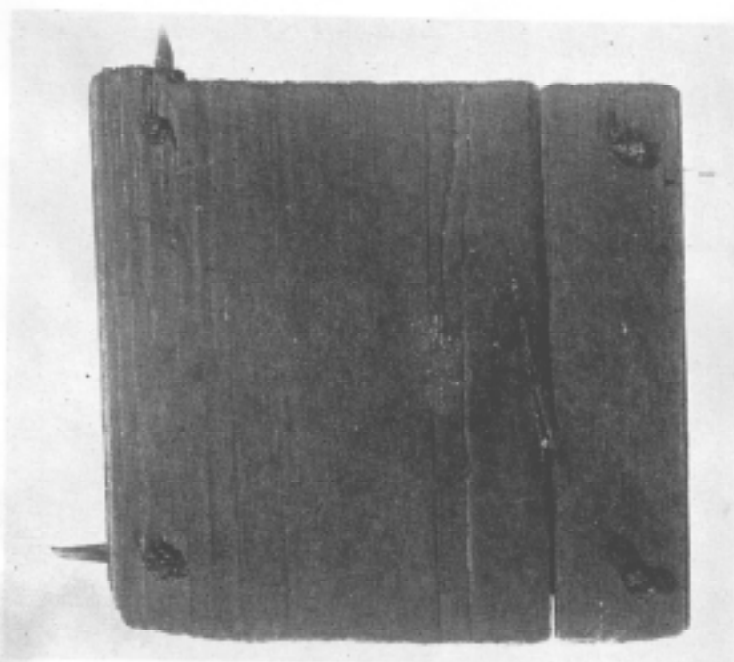
第 50 図 初河寺縁起に見える長者の家の倉の図。右端に土居の交叉部が描かれている。



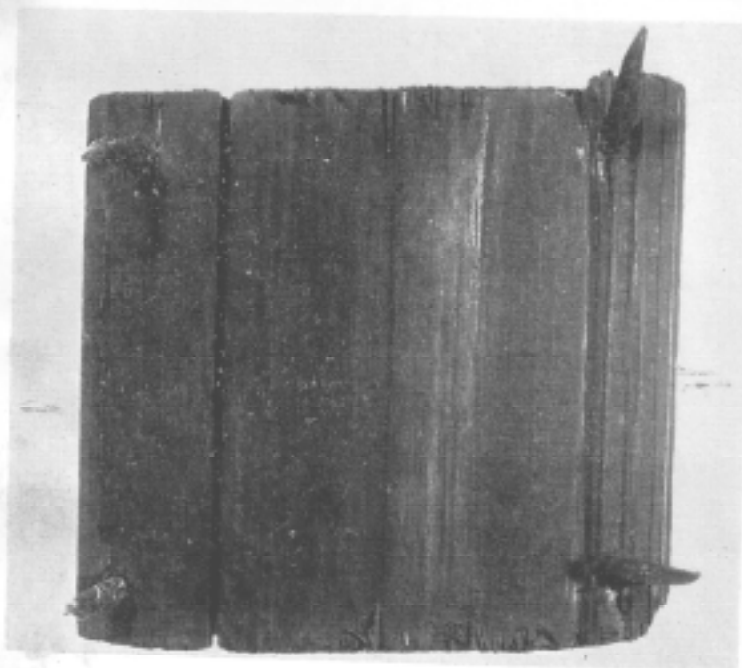
第51図 須恵 坏 (1)  
B 2 建物西畔付近出土、墨書あり。



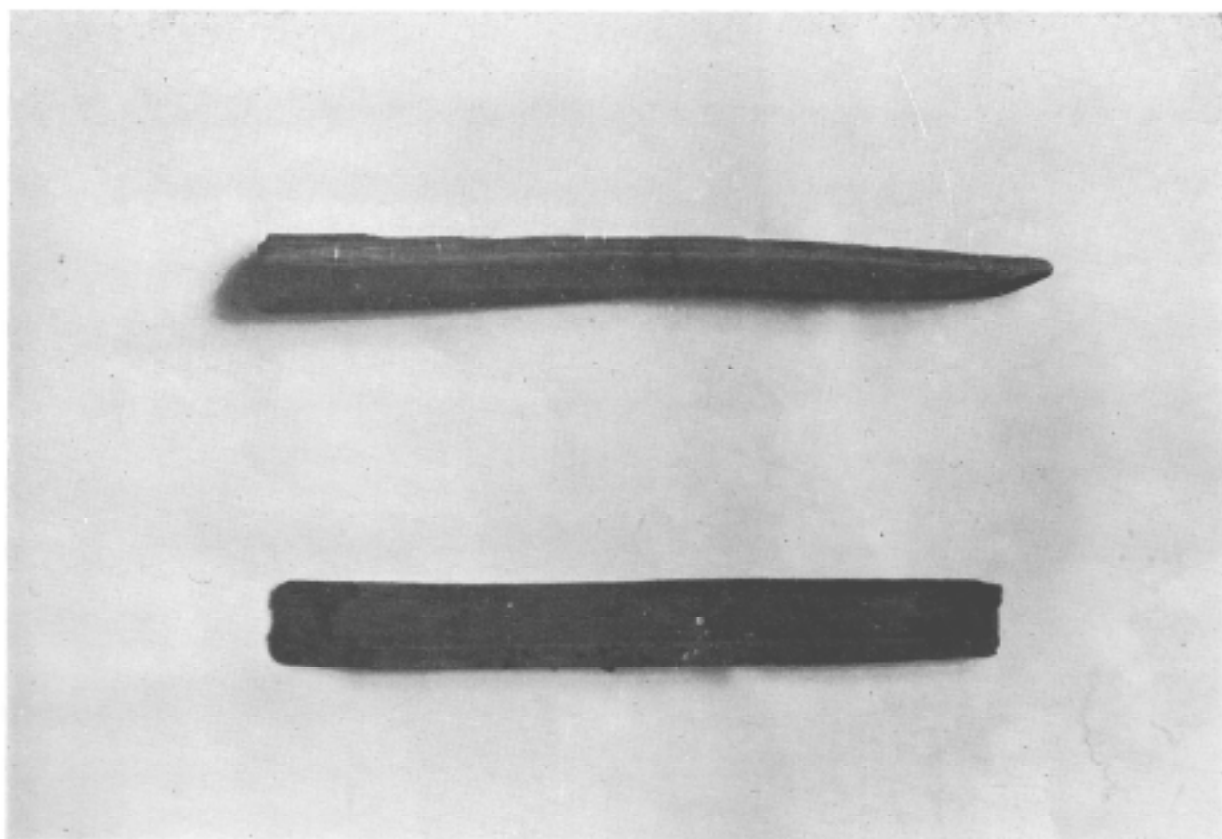
第52図 須恵 坏 (2)  
第51図の坏の底部



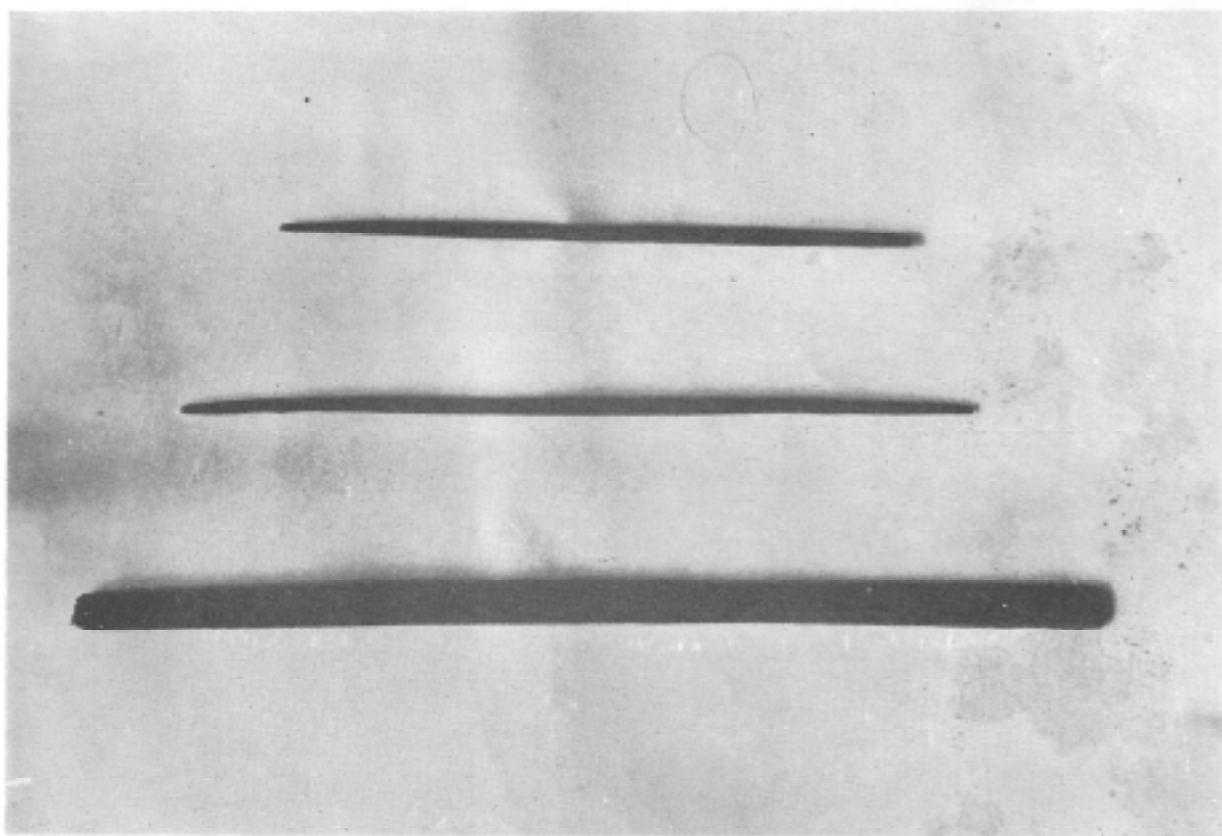
第53図  
板札 (1)  
表面



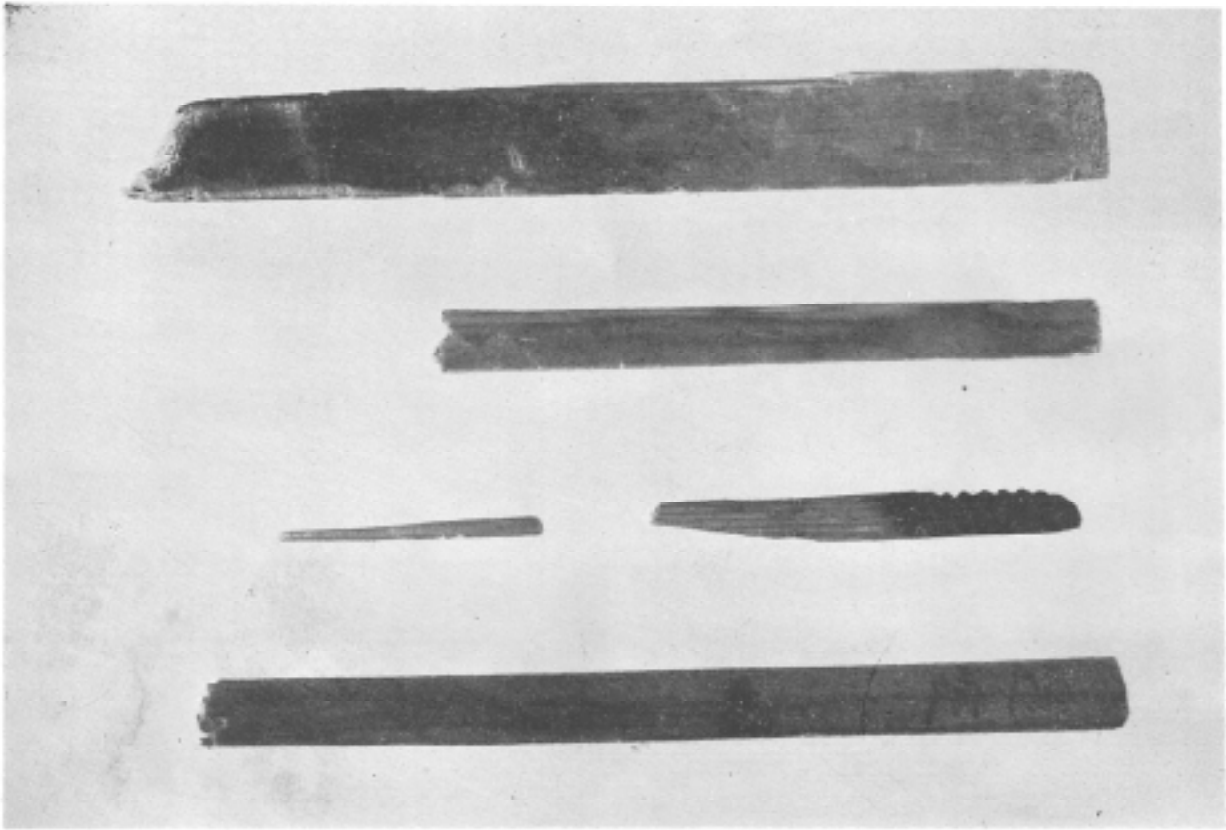
第54図  
板札 (2)  
裏面



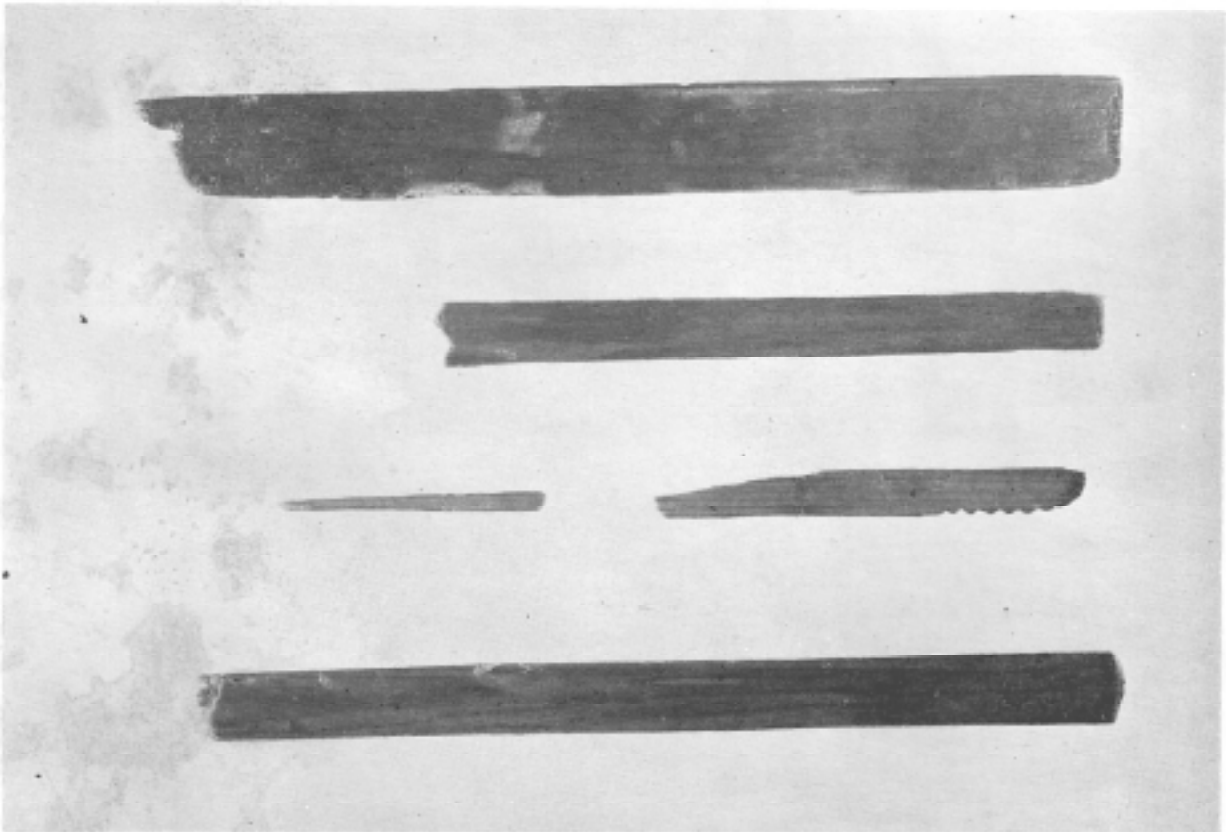
第 55 図 箱 状 木 製 品  
下のものが、それである。



第 56 図 B 2 建物南西隅出土の木製品



第 57 図 C 建物内出土木製品 (1)



第 58 図 C 建物内出土木製品 (2)  
第 57 図の片面の写真である。

## あ　と　が　き

考古学的な発掘調査で住居跡が発見される例は非常に多い。しかしそれらは住居跡そのもの、すなわち床（土間）柱穴等の跡だけである。

ところがこの胡桃館遺跡は土居、扉、壁板など多くの建築部材が発見されたのである。これは全国的に見ても例のないことである。

今年の発掘調査は、昨年発見された3棟の建築遺構を精査すること、柵列を追求し、建築遺構との関係、円柱との関係を明らかにすることを目的としておこなわれた。そしてこれらの結果をもとにして、奈良国立文化財研究所細見啓三技官によって、発見された3棟の復原図が完成したのである。

発掘調査は雨にたたられ、発掘作業はもちろん、実測作業も思うように進まず、調査員の苦労は大変なものであった。悪天候の中調査員の先生方、鷹巣町関係者の協力によって事故もなく調査を終えることができましたことを深く感謝する次第である。

昭和 44 年 3 月

秋 田 県 教 育 庁 社 会 教 育 課

吉 川 欣 一

児 玉 正 路

富 樫 泰 時